

第21回地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 次第

日時 平成24年8月27日(月)午後1時30分から3時30分
場所 特別会議室(議会棟3階)

1 開会

2 審議事項

- (1)平成23年度評価の決定について・・・〔資料1〕
- (2)財務諸表の承認に係る意見聴取について・・・〔資料2〕
- (3)中期計画に定める用途に充てられる剰余金の額の承認に係る意見聴取について・・・〔資料3〕
- (4)役員給与規定の変更に対する意見聴取について・・・〔資料4〕

3 その他

今後のスケジュールについて・・・〔資料5〕

<参考資料>

- (1)業務実績評価(年度評価)方針及び方法・・・〔資料6〕
- (2)第2期中期目標・中期計画・平成23年度計画対比表・・・〔資料7〕

〔出席者名簿〕

【委員】

区分	氏名	所属名	役職名	備考
委員	副井 裕	国立大学法人鳥取大学	学長顧問	委員長
委員	谷口 義晴	日本セラミック株式会社	代表取締役社長	
委員	辻 智子	日本水産株式会社	生活機能科学研究所長	
委員	房安寿美枝	いなば和紙協業組合	総務部長	

【地方独立行政法人鳥取県産業技術センター】

氏名	役職名	備考
山本 誠	企画総務部長	
山田 強	企画総務部企画室長	
蔵内 康雄	企画総務部総務室長補佐	
光田 昇	企画室長補佐兼電子有機素材研究所所長補佐	
木村 伸一	電子有機素材研究所所長補佐兼企画室長補佐	

【事務局(鳥取県)】

氏名	役職名	備考
明里 利彦	商工労働部産業振興総室長	
山下 喜夫	商工労働部産業振興総室産学金官連携室長	
富山 哲明	商工労働部産業振興総室産学金官連携室係長	

全体（年度）評価（案）

総合評価

5段階評価
4

10段階換算【5段階評価×2±1（特筆すべき事項）】
8

総合評価コメント

地方独立行政法人化のメリットを生かした運営が一層進行しており、研究成果の企業への技術移転で多くの商品化に顕著に貢献しているなど、企業からの高い技術レベルの要望に対し確実に対応しており成果が上がっている。

また、職員の意識改革と目標達成のためのマネジメントについて、前中期目標期間に比較して改善・進捗している。

このような状況をふまえ、全体評価は、5段階で4とする。また、10段階評価では、5段階評価に2を乗じた8とする。

10段階換算の「特筆すべき事項」については、特になし。

個別評価

「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に対する評価

技術支援業務においては、922社の企業を訪問調査して企業ニーズの把握に努めるとともに、1万件以上の様々な技術相談に対して、分析・検査等を通じて的確な技術支援を行っている。また、東日本大震災への対応策の一環として、工業製品の放射性表面汚染の測定体制を整えたことや機器利用料の減免に努めたことなども評価できる。

引き続き、このような各種企業支援の取り組みの中で、研究テーマや商品化に結びつく有効なヒントを見逃さないことが必要である。

さらに、異業種企業間の共同開発等のコーディネートや社会情勢・ニーズに対応した新たな切り口・視点による事業展開への支援について、これまで蓄積した企業情報やネットワークを活用しながら、（公財）鳥取県産業振興機構と一層の連携による取り組みに期待する。

あわせて、企業が健康・食品分野で新商品開発を行う際、試作品の成分分析・評価など企業では実施できない部分を支援するなど、商品開発に係る技術支援から評価までトータルにサポートできる体制の充実を期待する。

研究テーマの設定と評価については、内部の「シーズ研究等評価委員会」と外部専門家による「実用化研究評価委員会」で行われており、有効に機能している。また、研究成果の企業への技術移転が進行し、「マグロからすみ」、「炭化バナジウム被覆コーティングドリル」、「伯州綿の木の茎から作成したランチョンマット&お箸セット」など多くの商品化に結びついている。

今後も引き続き、このような目に見える成果を発信し続けること及び理事長のリーダーシップの下、予算・人材の思い切った集中投入等、研究成果の企業への技術移転を一層積極的に進めること。

起業化や新規事業の立ち上げを目指す事業者等への支援としては、技術講習会、セミナー、研究発表会等を通じて積極的に支援している。

企業の人材育成支援では、各種人材育成事業が実施され、年度目標を上回る人数の育成を行っており、その評価のためには、今後これら人材が企業内でどれだけ活躍するか、企業の技術レベルアップにつながるか、時間をかけて見守る必要がある。

各種パンフレット等広報資料や小学生のための科学教室の開催等を通じて、県内中小企業のホームドクターとして“親しみやすいセンター”を目指している点は評価できる。引き続き、研究成果等をインターネット、新聞等マスコミを通じて情報発信し、さらにセンターの知名度を高めること。

引き続き円高等経済環境は厳しい状況であり、企業は常に倒産の危険性を抱えながら仕事に取り組んでいることを忘れず、企業訪問・技術相談等企業支援に努めること。

「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に対する評価

職員の能力開発のための学会や大学への派遣の実施は一定の評価ができる。ただし、前述の商品開発に関するトータルなサポート体制を充実するため、大企業等を含む各分野の企業との人脈づくりや情報交換等連携を深め、一層幅広い人的ネットワークの構築を目指すとともに、企業人としてのマインドをさらに醸成することも期待する。

また、深い専門知識とコミュニケーション能力・実行力を併せ持った中小企業支援に適する人材の育成・確保に努めるとともに、年々拡大している技術支援や起業化支援等の業務に押し流されないよう、研究員の研究や自己啓発の時間の確保とのバランスを引き続き考慮すること。

一方、職員表彰制度や受賞研究員の研究費の上乗せ等インセンティブを与える制度を導入しており、引き続き意欲向上につながる制度の充実に期待する。

自己財源の確保への取り組みについては、競争的外部資金の獲得に努めている点は評価できる。今後、研究開発の結果、得られる特許の実施許諾料収入の増を目指すことも必要と考える。

「財務内容の改善」、「その他業務運営に関する重要事項」及び「県規則で定める業務運営」に対する評価

「コンプライアンス体制の確立と徹底」等すべての項目で計画どおりに進捗している。

当該年度の課題等

平成 23 年度に掲げた数値目標についてすべての項目において達成されているので、順調に取り組みが図られたと評価できる。

今後、これまでのセンターが培ってきた業績とネットワークを最大限活用し、数値だけではなくその内容や波及効果を見据えた取り組みを行うとともに、地域資源を活用した新商品開発や省エネ商品等社会的ニーズに対応した技術・商品開発への一層の支援を期待する。

また、第 2 期中期計画の初年度として理事長のリーダーシップの下、地方独立行政法人化のメリットを生かした運営が行われ、県内中小企業のホームドクターとしての意識改革が全職員に浸透しつつあるように見受けられる。比較的少ない職員数の体制にもかかわらず、広範囲の専門分野をカバーして県内企業の技術支援を行うとともに、職員の能力開発、産学官連携の推進等にも積極的に取り組んでおり、引き続き、この方向性の継続発展を期待する。

さらに、理事長のトップダウンにより、変革が進みつつある事は感じ取れる。今後、より強力に変革を推進するためには、現場に直接影響を及ぼす各研究所長のリーダーシップが重要であると考え、今後とも、理事長の方針を受けた各研究所長のリーダーシップにより、課題の掘り起こしとその対策・取り組み等を推進すること。

最後に、円高や欧州の経済不安などグローバルな経済環境の変化は、ものづくりを得意としてきた日本の中小企業に大きなダメージを与えている現実を踏まえ、鳥取県の中小企業を守り育成するためには、企業側の意識改革を誘導する強力な技術支援力があり、かつ、先進的・画期的な提案のできる産業技術センターへと成長する事を期待する。

平成23年度 項目別評価

大項目	中項目	小項目	細目	評価の視点	項目別 評価単 位	評価 ウェイト	自己評 価	自己評価 (加重後)	委員会評価 (委員平均値)
県民に対して提供 するサービスの質の向上に関する事項	1 技術支援等の機能の強化	(1) 技術支援(技術相談・現地支援)		・訪問調査の数値目標の達成状況(1) ・企業ニーズ等の把握状況(2) ・技術相談等の対応状況(3)	1	0.207	5	1.035	4.00
				・試験機器の整備、管理等の状況(4) ・試験、機器使用に基づく企業支援の状況(5) ・利便性向上への取り組み状況(6)	2	0.153	4	0.612	4.00
		(3) 研究開発	研究テーマの設定と実施	・研究テーマの設定と実施状況(7)	3	0.150	4	0.600	3.50
			研究評価	・研究評価の状況(8)	4	0.028	4	0.112	3.75
			知的財産権の戦略的な取得と活用及び関係機関との連携	・関係機関との連携状況(9) ・特許出願の数値目標の達成状況(10) ・研究成果等の企業への移転の数値目標の達成状況(11)	5	0.033	5	0.165	4.25
		(4) 新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援	研究開発の場の提供や成果普及・技術情報の提供	・事業者等への支援内容の状況(12) ・入居企業への支援の状況(13) ・技術講習会開催等の数値目標の達成状況(14)	6	0.048	5	0.240	4.25
			関係機関との連携と支援機能の強化	・市場動向や販路等の情報提供を含めたトータルな支援状況(15)	7	0.029	4	0.116	3.75
	(5) 積極的な広報活動	・広報活動の状況(16) ・プレスリリースの数値目標の達成状況(17)	8	0.046	5	0.230	4.25		
	2 ものづくり人材の育成	(1) 高度な技術を持つ産業人材の育成	組込システム開発人材育成事業	・人材育成等の戦略的実施状況(18) ・人材育成の数値目標の達成状況(19) ・受講者の満足度等の状況(20)	9	0.022	5	0.110	4.00
			次世代ものづくり人材育成事業	・人材育成等の戦略的実施状況(21) ・人材育成の数値目標の達成状況(22) ・受講者の満足度等の状況(23)	10	0.022	5	0.110	4.00
			デザイン強化人材養成事業(H23)	・人材育成等の戦略的実施状況(24) ・人材育成の数値目標の達成状況(25) ・受講者の満足度等の状況(26)	11	0.022	5	0.110	4.00
		(2) 現場即応型の開発人材の育成	・現場即応型の研究開発ができる人材育成の状況(27)	12	0.033	5	0.165	4.00	
		(3) 次世代を担う技術者の育成	・大学等からの研修生の受け入れなど、次世代を担う技術者の育成の状況(28)	13	0.011	4	0.044	3.50	
	3 産学金官連携の推進	・産学金官の連携による企業支援の状況(29)	14	0.053	5	0.265	4.00		
業務運営の改善及び効率化に関する事項	1 迅速かつ柔軟な業務運営		・業務運営や組織体制の見直し状況(30)	15	0.039	5	0.195	4.00	
	2 職員の能力開発	(1) 計画的な職員の能力開発	・研修参加、派遣等による職員の能力開発の状況(31)	16	0.033	5	0.165	3.75	
		(2) 独自システムによる業務評価の実施	・職員の業績評価の実施状況及び制度の改善状況(32)	17	0.017	4	0.068	4.00	
	3 自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制	(1) 外部資金その他自己収入の確保	・競争的外部資金獲得の数値目標の達成状況(33) ・自己収入の確保状況(34)	18	0.032	5	0.160	4.00	
		(2) 業務運営の効率化・経費抑制	・業務運営の効率化及び経費抑制の状況(35)	19	0.012	5	0.060	4.00	
財務内容の改善に関する事項	1 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	(1) 予算(人件費の見積もりを含む。)	・予算等の効率的、効果的な執行状況(36)						
		(2) 収支計画	・財務内容の改善状況(37)						
		(3) 資金計画							
	2 短期借入金の限度額								
	3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画								
4 剰余金の使途	・剰余金の取扱状況(38)								
その他業務運営に関する重要事項	1 コンプライアンス体制の確立と徹底	(1) 法令遵守及び社会貢献	・法令遵守の状況(39) ・組織体制整備の状況(40) ・社会貢献活動等の状況(41)						
		(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底	・情報管理の状況(42) ・情報漏洩防止対策の状況(43)						
		(3) 労働安全衛生管理の徹底	・労働安全衛生の状況(44) ・安全教育の実施状況(45)						
2 環境負荷の低減と環境保全の促進	・省エネルギー、リサイクルへの対応状況(46) ・環境マネジメントシステムの運用状況(47)								
その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	1 施設及び設備に関する計画		・計画の策定状況及び実施状況(48)						
	2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画								
	3 人事に関する計画		・人材確保の状況及び配置の状況(49)	20	0.011	4	0.044	3.75	
合計(加重後平均)								4.61	3.93
(参考)合計(単純平均)							4.65		3.94

(注)
から の2までの評価については、評価
数値は記入せず、業務実績報告書の特記
事項欄も含め総合的に判断し、全体評価へ
反映させる。

財務諸表の承認に係る意見聴取について

1 意見聴取の根拠

法人の財務諸表について、県知事による承認を受けなければならないが、中立性・公平性を高める観点から、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

2 事務局確認事項

事務局において、合规性と表示内容の適正性の観点から確認を行った。

なお、財務諸表等の数値については、監事による監査を経たものであるため、主要な計数等についての確認を行った。

(1) 合规性

チェック項目	チェック結果
提出期限の遵守（法第34条第1項）	6月30日に財務諸表等を提出
必要な書類の提出（法第34条第2項）	以下の書類を提出した。 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書） 事業報告書 決算報告書 監査報告書
監査報告書での考慮すべき意見	適正意見表示であり、考慮すべき特段の意見はなかった。

(2) 表示内容の適正性

チェック項目	チェック結果
記載すべき事項について、遺漏がないか。	財務諸表等の提出を受けた全ての書類について、表示科目、会計方針、注記等について、遺漏がないことを確認した。
計数は整合しているか。	計数の合計等の基本的な計数について整合を確認した。
書類相互間における数値の整合性は取れているか。	主要表と附属明細書との相互間における整合など、書類相互間における数値の整合を確認した。

【参考】地方独立行政法人法
(財務諸表等)

第三十四条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 (略)

中期計画に定める使途（事業等）に充てられる剰余金の額の承認に係る意見聴取について

1 意見聴取の根拠

決算における剰余金は、原則として、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、「積立金」として整理しなければならない。ただし、県知事の承認を受けることにより、「目的積立金」として中期計画に定める剰余金の使途（ ）に充てることができる。その際は、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。（地方独立行政法人法第40条）

（ ）鳥取県産業技術センターの中期計画に定める剰余金の使途

6 剰余金の使途：決算において剰余金が発生した場合は、企業支援業務の充実強化及び組織運営、施設・機器の整備、改善に充当する。

2 平成23年度決算における剰余金の概要

剰余金 58,443,023円

（内訳）

自己収入の増加によるもの 12,509,294円

効率的な業務運営によるもの 45,933,729円

3 剰余金処分【案】

目的積立金へ 58,443,023円を計上

中期計画であらかじめ定められている「剰余金の使途」に使用可能となる。

積立金は 0円（計上なし）

損益計算において発生した損失に充当するもの。

【参考】剰余金を「目的積立金」に充当する場合の考え方

（1）損失の処理が不要であること

当該法人は繰越損失が存在せず、したがって、平成23年度決算により生じた剰余金をもって、繰越損失を埋める必要がないこと。

（2）剰余金は法人の経営努力の結果生じたものであると認められること。

経営努力認定の考え方

法人の運営費交付金債務は、退職一時金以外については全て行うべき事業を行うことを前提とした「期間進行基準」により収益化していることから、法人において当該年度に行うべき事業を予定どおり行えば、基本的には収支が均衡することになるものであること。

したがって、行うべき事業を予定どおり行った場合（ ）であって、なお剰余金が生じた場合は、これを法人の業務運営の効率化等の経営努力の結果生じたものとすることが妥当であること。

（ ）法人が当該年度に行うべき事業を予定どおり行ったか否かの判断基準

法人が、中期計画に記載されている当該事業年度に行うべき事業を予定どおり行ったか否かに係る判断基準は、他都県の公設試験場における経営努力認定の考え方を参考に次のとおりとしたこと。

区分	具体的な内容	剰余金処分の取扱い
行うべき事業を行った場合	当該年度の項目別評価において、すべての項目で評価「3」以上（「概ね計画どおりに業務が進捗している」）であること。	剰余金全額を「目的積立金」として処分
行うべき事業を行わなかった場合	当該年度の項目別評価において、評価「2」以下（「計画に対して業務の進捗がやや遅れている。」）の項目があること。	剰余金のうち、評価「2」以下の項目に係る事業相当額は、「積立金」として処分

【参考1】地方独立行政法人法上の剰余金の取扱いについて

地方独立行政法人法

第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお剰余があるときは、その剰余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2（略）

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する剰余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その剰余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

4（略）

5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6（略）

【参考2】地方独立行政法人の経営努力認定について

地方独立行政会計基準

第72 法第40条第3項による承認の額

利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」としてその総額を表示しなければならない。（参考）

（参考）経営努力認定の考え方について

1 利益の処分に関する書類における「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」は、地方独立行政法人の当該事業年度における経営努力により生じたとされる額である。

2 上記1の額の処分先としては、地方独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、地方独立行政法人の公共性等の性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというのではなく、合理的な用途でなければならない。

3 「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」が、地方独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、地方独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。

4 具体的には、以下の考え方によるものとする。

(1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益については、経営努力により生じたものとする。

(2) 中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した場合には、その結果発生したものについては、原則として経営努力によるものとする。（本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合には、経営努力によらないものとする。）

(3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した場合は、経営努力により生じたものとする。

【参考3】他都県の公設試験場での行うべき事業を予定どおり行ったか否かの判断基準

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

業務実績評価の評定が、「1」（年度計画を順調に実施している）、「2」（年度計画を概ね順調に実施している）」がおおむね80%以上

地方独立行政法人岩手県工業技術センター

業務実績評価の評定が、「B」（概ね計画どおり進んでいる。）以上の評価が8割以上

目的積立金の推移

区分		業務費	人件費	合計
平成19年度	目的積立金 保有額金額	0	0	0
平成20年度	積立額 (H19年度剰余金) (a)	83,678,384	44,398,480	128,076,864
	取崩額	38,587,500	0	38,587,500
	計 目的積立金 保有額金額 (a)+(b)=(c)	45,090,884	44,398,480	89,489,364
平成21年度	積立額 (H20年度剰余金)	43,767,553	38,374,249	82,141,802
	取崩額	23,561,475		23,561,475
	計 目的積立金 保有額金額 (c)+(d)+(e)=(f)	65,296,962	82,772,729	148,069,691
平成22年度	積立額 (H21年度剰余金)	35,570,612	21,614,370	57,184,982
	取崩額	37,259,250		37,259,250
	計 目的積立金 保有額金額 (f)+(g)+(h)=(i)	63,608,324	104,387,099	167,995,423
第1期積立金	未処分剰余金 (H22年度剰余金)	19,514,524	21,237,367	40,751,891
	計 積立金保有額 (i)+(j)=(k)	83,122,848	125,624,466	208,747,314
		次期に繰越	県に返還	
平成23年度	積立額 (第1期剰余金)	83,122,848	0	83,122,848
	取崩額	13,944,000		13,944,000
	計 目的積立金 保有額金額 (l)+(m)=(n)	69,178,848	0	69,178,848
平成24年度	積立額 (H23年度剰余金)	30,293,539	28,149,484	58,443,023
	取崩額			0
	計 目的積立金 保有額金額 (n)+(o)+(p)=(q)	99,472,387	28,149,484	127,621,871

(参考) 目的積立金による整備機器

[単位:円]

機器名	導入年月日	取得額(円)	財源内訳
プラスチック成形評価装置	H21.2.25	55,650,000	積立金取崩1/2 国1/2
真空凍結乾燥機	H21.2.23	21,525,000	積立金取崩1/2 国1/2
ファイショットブラスト	H21.11.25	3,570,000	積立金取崩1/2 自転車振興会1/2
キャス試験機	H21.12.9	6,298,950	積立金取崩1/2 自転車振興会1/2
強電界電磁波試験装置	H22.2.23	37,254,000	積立金取崩1/2 自転車振興会1/2
高分解能揮発性有機化合物分析装置	H22.9.13	19,845,000	積立金取崩1/2 自転車振興会1/2
万能材料試験機	H22.10.1	19,183,500	積立金取崩1/2 自転車振興会1/2
高解像画像処理装置	H22.12.20	10,500,000	積立金取崩1/2 国1/2
X線回析装置	H22.12.9	24,990,000	積立金取崩1/2 国1/2
合計		198,816,450	
H20.21.22目的積立金取崩額 累計(合計の1/2)		99,408,225	
非接触三次元測定機	H23.9.27	29,967,000	積立金取崩1/3 自転車振興会2/3
表面加飾作製装置	H23.10.13	11,865,000	積立金取崩1/3 自転車振興会2/3
合計		41,832,000	
H23目的積立金取崩合計額(合計の1/3)		13,944,000	

役員給与規定の変更に対する意見聴取について

1 意見聴取の根拠

法人が役員給与規定を制定または変更した際は、設立団体の長に届け出ることとされており、評価委員会は、その規定が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて意見を申し出ることができる。(地方独立行政法人法第49条)

2 役員給与規定の変更概要

(1) 変更内容

区分	変更後	変更前	変更理由
常勤理事基本給	月額 300,000 円	月額 619,000 円	県職員退職者(次長級)の再就職先の給与と均衡をとった。
非常勤理事基本給	日額 30,000 円	月額 161,000 円	活動状況等を考慮し、月額を日額に変更した。(報酬額は非常勤監事に準ずる。)

(2) 適用日

平成24年4月1日

【参考1】新旧対照表

改正後	改正前
第1条～第3条(略)	第1条～第3条(略)
(常勤役員の基本棒給)	(常勤役員の基本棒給)
第4条 常勤役員の基本棒給の額は、次の各号に掲げる月例支給額に12を乗じて得た額とする。	第4条 常勤役員の基本棒給の額は、次の各号に掲げる月例支給額に12を乗じて得た額とする。
(1) 理事長 706,000 円	(1) 理事長 706,000 円
(2) 理事 300,000 円	(2) 理事 619,000 円
第5条～第8条(略)	第5条～第8条(略)
(非常勤役員手当)	(非常勤役員手当)
第9条 非常勤役員手当は、次の各号に掲げる額とする。	第9条 非常勤役員手当は、次の各号に掲げる額とする。
(1) 理事 日額 30,000 円	(1) 理事 月額 161,000 円
(2) 監事 日額 30,000 円	(2) 監事 日額 30,000 円
第10条(略)	第10条(略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の前日に理事の職にある者について、改正後の地方独立行政法人鳥取県産業技術センター役員給与規程第9条の規定にかかわらず、平成24年7月17日までの間に支給する非常勤役員手当については、なお従前の例による。

【参考2】根拠条文

地方独立行政法人法

(役員の報酬等)

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

【参考3】役員名簿

役員名簿

役職	氏名	就任年月日	備考
理事長	村江 清志 (むらえ きよし)	平成23年4月1日	
理事	向井 保 (むかい たもつ)	平成19年4月1日 (平成24年4月1日再任)	
理事(非常勤)	野口 明德 (のぐち あきのり)	平成20年7月18日	石川県公立大学法人石川県立大学教授
理事(非常勤)	山本 茂之 (やまもと しげゆき)	平成24年4月1日	元(独)産業技術総合研究所中国センター
監事(非常勤)	伊木 隆司 (いぎ たかし)	平成19年4月1日 (平成23年4月1日再任)	伊木公認会計士事務所

※任期 理事長、理事：4年間 監事：2年間

平成24年度末までの評価委員会業務及びスケジュール

		年度評価	第2期評価	その他
		H23事業年度に係る業績評価	第2期中期目標期間に係る業績評価	全体共通事項等
評価委員会開催日程		・改正後評価方針及び方法で、評価を実施	・第2期の業績評価を実施	・評価以外の事項
3月	第19回開催 (3/22)	・評価委員会議題 ・評価ウエイト配分の見直し ・業務実績報告書の様式見直し ・産業技術センターH24事業計画について		
4月				
5月				
6月		(センター業務実績報告書提出)		
7月	上旬	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 書面評価 ・関係資料を評価委員へ郵送(事務局) ・書面評価の実施(評価委員) ・センターへの質問作成(評価委員) </div>		
	中旬			
	下旬 第20回開催 (7/26-7/27)			
8月	上旬	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 最終評価案作成 ・センターへ追加質問・回答(評価委員、事務局、センター) ・項目別評価及び全体評価のコメントの作成(評価委員) ・評価案(最終版)の作成(委員長、事務局) </div>		
	中旬			
8月	下旬 第21回開催 (8/27)	議題 ・評価決定(H23年度分)		議題 剰余金(H23年度分)の繰越承認に係る意見聴取について 財務諸表の承認に係る意見聴取について 役員給与規定の変更に係る意見徴取について
9月		県9月議会報告		
10月				
11月				
12月		以降、継続審議の必要があれば、評価委員会を開催		
1月				
2月				
3月	第22回開催	・産業技術センターH25事業計画について		

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの各事業年度の
業務実績評価（年度評価）方針及び方法

平成20年3月24日制定

平成21年5月20日改正

平成23年11月25日改正

平成24年3月22日改正

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 決定

1. 評価の基本方針

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「法人」という。）の評価は、単に業務実績を検証・評価するにとどまらず、事業計画の立案、事業の実施、業務遂行上改善すべき事項の洗い出し、改善のための方策の検証・評価、改善の実施状況の検証・評価、利用者の意見の反映など、法人の業務実施体制の持続的改善を可能とするPDCA（plan-do-check-act）サイクルの推進機能を担うものとし、法人の業務実施体制の活性化を図ることにより県内産業へ貢献するものとする。

評価の視点

年度計画に計画された数値目標だけでなく、業務実施に伴う波及効果を考慮した結果重視の評価の実施するものとする。

業務実施に対する問題点の改善方策等を加味した評価を行うことにより法人運営の持続的改善を可能とする。

評価の取り扱い

- ・評価結果、評価のプロセス等については、鳥取県情報公開条例（平成12年条例第2号）に基づき公開するものとする。

2. 評価の方法

年度評価は、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価¹」と「全体評価²」により実施する。業務実績報告書の様式は別に指定する。

（1）自己評価

法人は、業務実績報告書等を作成するにあたり、年度計画に記載されている項目ごと（別紙1「年度計画の項目別評価における評価単位」に示す項目別評価単位）に業務実績を検証し、達成状況を次の5段階で評価する。（5段階の判断基準は別紙2によるものとする）

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、特記事項があれば、次の事項を参考に評価する。

特筆すべき優れた実績を上げた取組

当初予定と実施状況の乖離に関する特段の事情

特記事項の記載に当たっては、法人の業務の中核となる「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」については中項目単位で記載し、他の項目については大項目単位で記載するものとする。（別紙1「年度計画の項目別評価における評

1 中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、5段階で実施する評価

2 項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、5段階で実施する評価

価単位」に示す特記事項記載単位を参照)

(2) 評価委員評価

項目別評価

業務実績の検証

法人から提出された業務実績報告書、法人からのヒアリングを基に検証を行う。

検証にあたっては、年度計画に記載されている各項目の進捗状況及び成果等について、法人の自己評価及び計画設定の妥当性を含め総合的に行う。

業務実績の評価

中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、次の5段階で評価する。なお、特筆すべき点があればコメントを付す。

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、各項目の評価において、業務の進捗を阻害する要素があったために当初の計画通り業務が進捗しなかった場合において、翌年度以降における改善策が提示され、かつ、その改善策が実行可能と判断される場合は、当該対応策を考慮した評価とする。

研究活動に関する評価は、研究テーマの選定方法、成果の活用、研究評価の手続きなどが適正に行われているか等についての視点で行う。個別研究内容の評価は法人が独自に行う研究評価（内部評価・外部評価）によることとする。

項目別評価においては、その評点について、別紙3地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務実績評価に係る項目別評価のウェイトに示す重み付けをすることにより、業務内容、業務量等に応じた評価を実施するものとする。

全体評価

項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、次の5段階で評価する。また評価の視点について記述するものとする。

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、最終的な評価については、全体（年度）評価別紙4のとおり、総合評価及び個別評価によるものとする。

利用者の意見の反映については、法人の業務活動を通じて得られたアンケート等の既存の情報を参考に行うこととする。評価委員会からの要請があれば、別途アンケートの実施、ヒアリング等の措置を講ずるものとする。

また、翌年度以降の理事長及び理事の業績給の算定において必要な業績評価係数の算出に当たっては、評価段階を10段階へと置き換える必要がある（役員給与支給基準第2条）。このため、当該評価係数算出への適用については、本全体評価に2を乗じたものに「特筆すべき事項」が認められた場合に評価を1段階上下させることができるものとする。

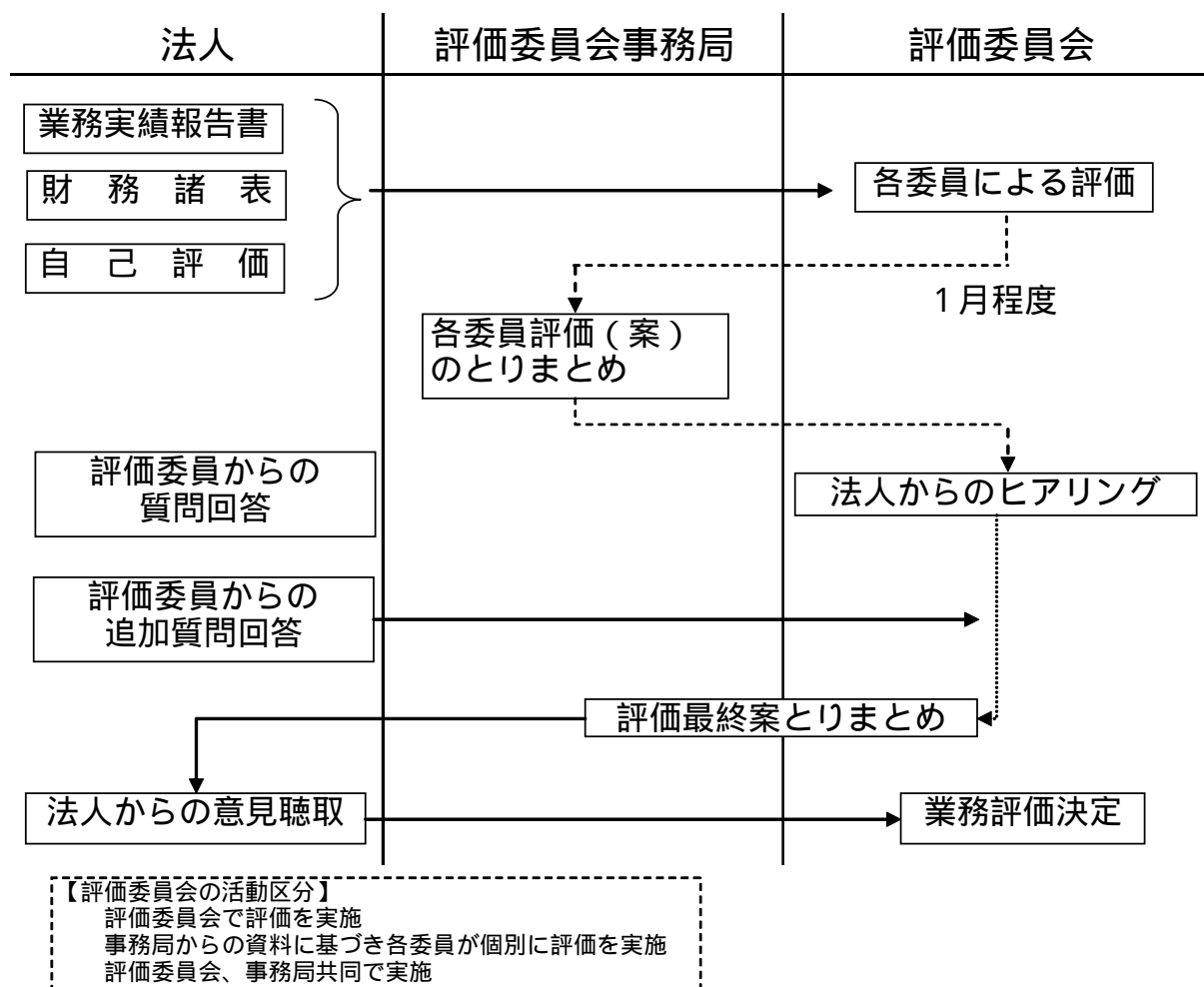
3 評価の進め方

全体計画

事項	時期	
年度終了	3月末	年度事業の終了（法人）
評価準備	4月～6月	業務実績報告書、財務諸表等作成（法人）
実績報告	6月末	業務実績報告書、財務諸表等提出（法人）
評価	7月 ～8月	業務実績、財務諸表検証（法人とのヒアリング） 評価結果（案）の作成 法人からの意見聴取（事実確認） 評価結果の決定（委員会）
報告・公表	9月	評価結果の知事への報告及び法人への通知 財務諸表への意見表明、財務諸表承認 議会報告（評価結果報告）及び公表

評価のプロセス

- ・法人の業績評価の手順については、法人の自己評価作成（法人）、各委員の評価案作成（各委員）、各委員の評価案のとりまとめ（事務局）、評価原案作成、委員会における委員間の評価差調整、法人評価の不明点の確認、最終評価案の作成、の順に実施。
- ・評価原案（全体評価）については、各委員から提出されたコメントをもとに、委員長が作成する。
- ・最終評価案に対して、法人から意見聴取後、評価を決定することとする。



年度計画の項目別評価における評価単位

大項目	中項目	小項目	細目	項目別評価単位	特記事項記載単位
中期目標の期間【H23年4月1日～H27年3月31日(4年間)】					
県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項					
1 技術支援等の機能の強化					
		(1) 技術支援(技術相談・現地支援)		1	
		(2) 試験・分析(依頼試験・分析、機器設備開放)		2	
		(3) 研究開発			
			研究テーマの設定と実施	3	
			研究評価	4	
			知的財産権の戦略的な取得と活用及び関係機関との連携	5	
		(4) 新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援			
			研究開発の場の提供や成果普及・技術情報の提供	6	
			関係機関との連携と支援機能の強化	7	
		(5) 積極的な広報活動		8	
2 ものづくり人材の育成					
		(1) 高度な技術を持つ産業人材の育成			
			組込システム開発人材育成事業	9	
			次世代ものづくり人材育成事業	10	
			デザイン強化人材養成事業(H23)	11	
		(2) 現場即応型の開発人材の育成		12	
		(3) 次世代を担う技術者の育成		13	
		3 産学金管連携の推進		14	
業務運営の改善及び効率化に関する事項					
		1 迅速かつ柔軟な業務運営		15	
		2 職員の能力開発			
		(1) 計画的な職員の能力開発		16	
		(2) 独自システムによる業務評価の実施		17	
		3 自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制			
		(1) 外部資金その他自己収入の確保		18	
		(2) 業務運営の効率化・経費抑制		19	
財務内容の改善に関する事項					
		1 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画			
		(1) 予算(人件費の見積もりを含む)			
		(2) 収支計画			
		(3) 資金計画			
		2 短期借入金の限度額			
		3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画			
		4 剰余金の使途			
その他業務運営に関する重要事項					
		1 コンプライアンス体制の確立と徹底			
		(1) 法令遵守及び社会貢献			
		(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底			
		(3) 労働安全衛生管理の徹底			
		2 環境負荷の低減と環境保全の促進			
その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項					
		1 施設及び設備に関する計画			
		2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画			
		3 人事に関する計画		20	

業務実績評価における評価基準について

評価基準	備考(判断基準)
5. 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画を上回る業務と業績 ～ 業務の結果具体的に事業化、製品化等に結びついているもの。
4. 計画を上回る業務が進捗している	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画に記載されている内容を上回る業務を行っていること。 ・ 数値目標の場合は、目標に対して概ね110%以上であること
3. 概ね計画どおりに業務が進捗している	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画に記載されている内容に沿って業務を行っていること。 ・ 数値目標の場合は、目標に対して概ね90%を超え、110%未満であること
2. 計画に対して業務の進捗がやや遅れている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画に記載されている内容に着手しているが、計画を下回るものであること ・ 数値目標の場合は、目標に対して概ね90%以下であること
1. 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全く着手していないこと等、大幅な遅れが見られること

(注)

- 1 業績の評価については、特記事項を業務の進捗の評価に加味することにより、5段階の項目別評価を±1段階上下させることができるものとする。
- 2 数値目標については、外的要因がない場合における大まかな水準を示すもの。
- 3 なお、技術相談、機器利用については、当該数値は採用しないこと。(企業等の景況に大きく左右されるものであり、数値目標との対比は非常に困難なものであること。)

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務実績評価に係る項目別評価のウェイト

中期目標	中期計画	年度計画[項目別評価単位]	評価項目	大項目	中項目	小項目	細目	最終ウェイト	人役	
県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		0.856	0.810			0.856	43.7	
1 技術支援等の機能の強化	1 技術支援等の機能の強化	1 技術支援等の機能の強化						0.693	35.4	
(1) 技術支援(技術相談・現地支援)	(1) 技術支援(技術相談・現地支援)	(1) 技術支援(技術相談・現地支援)	1					0.299	0.207	10.6
(2) 試験・分析(依頼試験・分析、機器設備開放)	(2) 試験・分析(依頼試験・分析、機器設備開放)	(2) 試験・分析(依頼試験・分析、機器設備開放)	2					0.221	0.153	7.8
(3) 研究開発	(3) 研究開発	(3) 研究開発						0.303	0.210	10.7
	研究テーマの設定と実施	研究テーマの設定と実施	3					0.712	0.150	7.6
	研究評価	研究評価	4					0.133	0.028	1.4
	知的財産権の戦略的な取得と活用及び関係機関との連携	知的財産権の戦略的な取得と活用及び関係機関との連携	5					0.155	0.033	1.7
(4) 新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援	(4) 新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援	(4) 新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援						0.111	0.077	3.9
	研究開発の場の提供や成果普及・技術情報の提供	研究開発の場の提供や成果普及・技術情報の提供	6					0.619	0.048	2.4
	関係機関との連携と支援機能の強化	関係機関との連携と支援機能の強化	7					0.381	0.029	1.5
(5) 積極的な広報活動	(5) 積極的な広報活動	(5) 積極的な広報活動	8					0.066	0.046	2.3
2 ものづくり人材の育成	2 ものづくり人材の育成	2 ものづくり人材の育成						0.128	0.110	5.6
		(1) 高度な技術を持つ産業人材の育成						0.066	0.066	3.4
		組込システム開発人材育成事業(H23～H26年度)	9					0.200	0.022	1.1
		次世代ものづくり人材育成事業(H23～H26年度)	10					0.200	0.022	1.1
		デザイン力強化人材養成事業(H23年度)	11					0.200	0.022	1.1
		(2) 現場即応型の開発人材の育成	12					0.300	0.033	1.7
		(3) 次世代を担う技術者の育成	13					0.100	0.011	0.6
3 産学官連携の推進	3 産学官連携の推進	3 産学官連携の推進	14					0.062	0.053	2.7
業務運営の改善及び効率化に関する事項	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		0.133	0.133	6.8				
1 迅速かつ柔軟な業務運営	1 迅速かつ柔軟な業務運営	1 迅速かつ柔軟な業務運営	15	0.291	0.039	2.0				
2 職員の能力開発	2 職員の能力開発	2 職員の能力開発		0.377	0.050	2.6				
	(1) 計画的な職員の能力開発	(1) 計画的な職員の能力開発	16	0.657	0.033	1.7				
	(2) 独自システムによる業績評価の実施	(2) 独自システムによる業績評価の実施	17	0.343	0.017	0.9				
3 自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制	3 自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制	3 自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制		0.332	0.044	2.3				
	(1) 外部資金その他自己収入の確保	(1) 外部資金その他自己収入の確保	18	0.719	0.032	1.6				
	(2) 業務運営の効率化・経費抑制	(2) 業務運営の効率化・経費抑制	19	0.281	0.012	0.6				
財務内容の改善に関する事項	財務内容の改善に関する事項	財務内容の改善に関する事項								
	1 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	1 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画								
	(1) 予算(人件費の見積りを含む。)	(1) 予算(人件費の見積りを含む。)								
	(2) 収支計画	(2) 収支計画								
	(3) 資金計画	(3) 資金計画								
	2 短期借入金の限度額	2 短期借入金の限度額								
	(1) 短期借入金の限度額	(1) 短期借入金の限度額								
	(2) 想定される理由	(2) 想定される理由								
	3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画	3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画								
	4 剰余金の使途	4 剰余金の使途								
その他業務運営に関する重要事項	その他業務運営に関する重要事項	その他業務運営に関する重要事項								
1 コンプライアンス体制の確立と徹底	1 コンプライアンス体制の確立と徹底	1 コンプライアンス体制の確立と徹底								
(1) 法令遵守及び社会貢献	(1) 法令遵守及び社会貢献	(1) 法令遵守及び社会貢献								
(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底	(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底	(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底								
(3) 労働安全衛生管理の徹底	(3) 労働安全衛生管理の徹底	(3) 労働安全衛生管理の徹底								
2 環境負荷の低減と環境保全の促進	2 環境負荷の低減と環境保全の促進	2 環境負荷の低減と環境保全の促進								
	その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項		0.011	0.011	0.6				
	1 施設及び設備に関する計画	1 施設及び設備に関する計画								
	2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画								
	3 人事に関する計画	3 人事に関する計画								
			20	1.000	0.011	0.6				

職員51人(行政職9人、研究職40(所長3、企画4、研究33人))

1.000

1.000

51.0

全体(年度)評価

総合評価

5段階評価

10段階換算【5段階評価×2±1(特筆すべき事項)】

総合評価コメント

--

10段階換算の「特筆すべき事項」

--

個別評価

「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に対する評価

--

「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に対する評価

--

「財務内容の改善」、「その他業務運営に関する重要事項」及び「県規則で定める業務運営」に対する評価

--

当該年度の課題等

--

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 第 2 期中期目標・中期計画・平成 2 3 年度計画対比表

第 2 期中期目標 (H22.11.24 県議会議決、12.28 県知事より通知あり)	第 2 期中期計画 (H23.3.1 県へ申請済)	平成 2 3 年度計画 (H23.3.31 届出)
<p>地方独立行政法人鳥取県産業技術センター中期目標</p> <p>基本的な考え方 県内唯一の工業系の技術支援機関である産業技術センター（以下「センター」という。）は、平成 1 9 年 4 月に地方独立行政法人として新たにスタートし、第 1 期中期目標期間においては、きめ細かな技術相談・現地支援、実践的な産業人材の育成、企業への技術移転や特許の取得等を通じて、県内企業に対する支援機能を高め、鳥取県の産業振興への貢献に努めてきた。 しかし、近年の世界的な景気低迷、厳しい雇用経済環境、少子高齢化の進展など、県内外の多くの企業は、依然厳しい状況に置かれており、国では、新成長戦略を策定し、新しい成長を目指す長期ビジョンとして、グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国、ライフ・イノベーションによる健康大国等の戦略を打ち出している。 鳥取県においても、厳しい雇用経済環境、少子高齢化、そして人口減少の影響は著しく、持続性のある安定した経済成長の実現に向けて、10 年後の世界・日本経済の社会構造を見据え、本県の強み等を考慮し、8 つの戦略的推進分野を推進する「鳥取県経済成長戦略」を策定し、県内産業を環境・エネルギー、次世代デバイス、バイオ・食品関連産業など成長分野へ構造転換することとしている。 第 2 期中期目標期間においては、同戦略等に掲げる「産業の高付加価値化」と「新産業の創出」の推進に寄与すべく、県内製造業及び関連産業における高付加価値化に繋がる技術支援や人材育成等の一層の強化をセンターの目標とし、指示するものである。 なお、事業実施に当たっては、限られた人数で最大の効果を上げるため、技術支援業務と研究開発業務のバランスを取り、それらの成果等の企業への移転と事業化に向けた支援を強力に進めること 「コンプライアンス」と「環境への配慮」を踏まえた内部統制によって、絶えず管理体制を見直しつつ業務運営を行うこと 中期目標に規定する事項について適宜数値目標を掲げ、質の向上を図りながら計画的に実施するとともに「県民への説明責任」を果たすことに努めなければならない。 さらに、センターには、理事長の強力なリーダーシップの下、自己研鑽や意識改革など不断の努力と改革を行い、県から真に独立した組織により、県内中小企業の「ホームドクター」としての役割を果たし、本県の産業振興の一翼を担うことに努めなければならない。</p> <p>中期目標の期間</p> <p>第 2 期中期目標の期間は、平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日までの 4 年間とする。</p> <p>県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 技術支援等の機能の強化 技術支援等の機能の強化に当たっては、限られた人数で最大の効果を上げるよう、技術支援、試験・分析等の業務と研究開発業務とのバランスを取り、県の産業活力の強化に繋げなければならない。</p> <p>(1) 技術支援（技術相談・現地支援） 技術相談・現地支援について、企業ニーズの把握に努め、適切な相談・支援等を実施すること。職員の技術力向上や必要な分野の研究員の採用等によって企業への技術支援の対応力を強化すること。 さらに、第 1 期中期目標期間から蓄積している技術支援内容のデータベース化にも取り組むこと。</p>	<p>地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（第 2 期）中期計画</p> <p>基本的な考え方 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）は、産業技術に関する試験研究及びその成果の普及を推進するとともに、ものづくり分野における技術支援、人材育成等を積極的に展開することにより、鳥取県の産業活力の強化を図り、もって経済の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。（センター定款） センターは、平成 1 9 年 4 月に地方独立行政法人として新たにスタートし、第 1 期中期計画期間においては、技術相談・現地支援、実践的な産業人材の育成、企業への技術移転や特許の取得等を通じて、県内企業に対する技術支援を実施してきた。 引き続き、第 2 期中期計画では、持続性のある安定した経済成長の実現を目指して策定された「鳥取県経済成長戦略」等の県の重要な産業施策と連携し、エコカー関連産業、太陽光発電関連産業、バイオ・健康食品関連産業及び L E D 等次世代デバイス関連産業の振興や農商工連携による地域産業振興などにおいて、県内製造業及び関連産業における高付加価値化に繋がる技術支援、研究成果の移転や人材育成等、産業技術面での支援を行う。 なお、事業実施に当たっては、労働安全衛生の管理や環境管理等の法令遵守を徹底し、技術支援業務と研究開発業務のバランスに留意しながら、中期計画の数値目標の達成と質的向上に向け計画的に実施するとともに県民への説明責任を果たすことに努める。 さらに、センターは、理事長の強力なリーダーシップの下、自己研鑽や意識改革など不断の努力と改革を行いながら、以上の取り組みを通じて、県内中小企業の「ホームドクター」としての役割を果たし、本県産業振興の一翼を担う。 この中期計画の実施における具体的な方法や個別の内容については、各年度計画において柔軟かつ適切に対応する。</p> <p>中期計画の期間</p> <p>第 2 期中期計画の期間は、平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日までの 4 年間とする。</p> <p>県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 技術支援等の機能の強化 センターの研究成果や職員の専門的知識を活用した技術支援等の機能を継続的に発揮し、自立化、高収益化を目指す県内企業が新たな製品化などに当たっての技術的課題等を解決することを支援する。 なお、企業への支援サービスの実施に当たっては、現状で企業ニーズの高い「技術支援（技術相談・現地支援）」を最優先課題としながらも、技術支援の基礎となる研究開発や技術支援と研究成果による新事業創出への支援、次世代の企業の発展に資する産業人材育成も継続的に進めるなど、企業ニーズの動向に応じた重点分野の研究開発の集中的な実施と技術支援等への経営資源の投入のバランスを考慮する。</p> <p>(1) 技術支援（技術相談・現地支援） 技術支援（技術相談・現地支援）については、技術的な課題が解決に至るまでの継続的な技術相談の実施、現場の生産ライン等での現地支援の実施により、県内企業の技術的課題に的確に対応していくものとする。 第 1 期中期計画期間と同様に、県内の企業等からの技術相談に対して、センター職員の技術・</p>	<p>地方独立行政法人鳥取県産業技術センター平成 2 3 年度計画</p> <p>基本的な考え方 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）は、産業技術に関する試験研究及びその成果の普及を推進するとともに、ものづくり分野における技術支援、人材育成等を積極的に展開することにより、鳥取県の産業活力の強化を図り、もって経済の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。（センター定款） センターは、平成 1 9 年 4 月に地方独立行政法人として新たにスタートし、第 1 期中期計画期間においては、技術相談・現地支援、実践的な産業人材の育成、企業への技術移転や特許の取得等を通じて、県内企業に対する技術支援を実施してきた。 引き続き、第 2 期中期計画では、持続性のある安定した経済成長の実現を目指して策定された「鳥取県経済成長戦略」等の県の重要な産業施策と連携し、エコカー関連産業、太陽光発電関連産業、バイオ・健康食品関連産業及び L E D 等次世代デバイス関連産業の振興や農商工連携による地域産業振興などにおいて、県内製造業及び関連産業における高付加価値化に繋がる技術支援、研究成果の移転や人材育成等、産業技術面での支援を行う。 なお、事業実施に当たっては、労働安全衛生の管理や環境管理等の法令遵守を徹底し、技術支援業務と研究開発業務のバランスに留意しながら、中期計画の数値目標の達成と質的向上に向け計画的に実施するとともに県民への説明責任を果たすことに努める。 さらに、センターは、理事長の強力なリーダーシップの下、自己研鑽や意識改革など不断の努力と改革を行いながら、以上の取り組みを通じて、県内中小企業の「ホームドクター」としての役割を果たし、本県産業振興の一翼を担う。</p> <p>期間</p> <p>平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までの 1 年間とする。</p> <p>県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 技術支援等の機能の強化 センターの研究成果や職員の専門的知識を活用した技術支援等の機能を継続的に発揮し、自立化、高収益化を目指す県内企業が新たな製品化などに当たっての技術的課題等を解決することを支援する。</p> <p>(1) 技術支援（技術相談・現地支援） 技術支援（技術相談・現地支援）については、技術的な課題が解決に至るまでの継続的な技術相談の実施、現場の生産ライン等での現地支援の実施により、県内企業の技術的課題に的確に対応していくものとする。 第 1 期中期計画期間と同様に、県内の企業等からの技術相談に対して、センター職員の技術・</p>

第 2 期中期目標 (H22.11.24 県議会議決、12.28 県知事より通知あり)	第 2 期中期計画 (H23.3.1 県へ申請済)	平成 2 3 年度計画 (H23.3.31 届出)
<p>(2) 試験・分析 (依頼試験・分析、機器設備開放) 機器設備の計画的な整備と開放、試験・分析メニューの充実、サービス提供時間の拡大、技術スタッフの配置など、利用企業の利便性を向上させること。 県内産業の活力強化に対応するため、企業ニーズの高い機器設備の導入を計画的に実施するとともに、老朽化した機器設備、稼働率の低い機器設備については、その必要性を検討の上、適宜更新・処分を行うこと。 また、引き続き、他の技術支援機関との連携による効率化を図ること。</p> <p>(3) 研究開発 共同研究や受託研究等の研究開発の実施に当たっては、企業ニーズや県等の施策、市場動向を的確に把握した上で、企業の市場確保を常に意識して研究を推進する必要があり、短期的な技術移転に加え、中長期的な事業展開に繋げる視点での戦略的な研究テーマを設定すること。 また、鳥取県経済成長戦略を推進するため、戦略的進捗分野に位置付けられた、環境・エネルギー、次世代デバイス、バイオ・食品関連産業等の分野についても、センターとして取り組むこと。 さらに、新事業創出を目指したシーズ開発、今後発展が予想されるものの県内企業が取り組むことが困難な技術分野等、将来の実用化に向けた基盤的な研究開発を継続的に実施するため、重点的に実施するテーマや、ある程度の研究期間を設けた挑戦的なテーマなど、絶えず見直ししながら取り組むこと。 テーマ設定及び研究成果に対する評価は、外部専門家の意見も取り入れながら、かつ、市場動向を加味した上で、事業性の可否についても考慮し、採択・継続の決定、研究費の配分等を行うこと。 技術移転の推進と研究成果の普及にあたっては、関係機関と連携しながら、研究成果を関係者に広く周知すること。 知的財産権の取扱いについて、研究開発着手段階から弁理士等の知的財産専門家を交えた検討を行い、知的財産権を戦略的に取得するとともに、取得した権利を積極的に公開し、技術移転に努めるなど、適正かつ効果的な知的財産創出サイクルを確立すること。 また、知的財産権の取得や活用に関して、鳥取県知的所有権センター等、関係機関と連携すること。</p>	<p>ノウハウ等の専門的知識を活かした的確な対応に努め、必要に応じて職員が現地に出向き、企業現場でのよりきめ細かな支援を行う。 また、多様な相談に効率のかつ効果的に応じることにより、相談内容が高度化し解決に時間を要する課題や対応分野が広範になっている事案に適切に対応できるよう、第 1 期中期計画期間から蓄積している技術支援内容について、データベース化に取り組み、企業支援に活用する。 さらに、中期計画期間中に製造業者延べ 2 , 0 0 0 社を目標に訪問調査を実施し、技術支援等の実効性の検証と、よりの確な支援を行う。また、質的視点を含めたアンケート調査を行い、企業が求めるサービスや企業ニーズの的確な把握に努め、課題への迅速な対応と技術支援の充実による満足度向上を図る。</p> <p>(2) 試験・分析 (依頼試験・分析、機器設備開放) 企業等の依頼により行う試験・分析については、迅速かつ正確な試験を実施することにより、県内の企業等が行う研究開発や生産中の製品評価やユーザーのクレーム対策等を支援する。 また、第 1 期中期計画期間と同様に、センターが保有する機器設備を広く県内の企業等に開放し、研究開発中の試作品や生産中の製品評価等を支援する。 さらに、企業ニーズや有害物質規制等の社会ニーズに対応した機器、企業の人材育成に不可欠な機器、従来未対応であった新規分野への支援に係る機器等を、国等の外部資金も活用して計画的に導入し、機器設備の高度化を図る。なお、保有する試験・分析・測定機器は、常に正常な状態で使用できるよう保守整備を実施し、老朽化等により試験分析精度等の確保が困難な機器については、更新・改修に努める。 試験・分析に当たっては、サービス提供時間の拡大や技術スタッフの配置により、利用企業の利便性の向上を図るとともに、他の技術支援機関と連携しながら、業務の効率化を図る。</p> <p>(3) 研究開発 研究開発については、企業ニーズや県等の施策、市場動向等を的確に把握し、実用化・製品化を目指した研究を、環境・エネルギー、次世代デバイス、バイオ・食品関連産業等の分野について推進する。また、企業等の要請に基づく受託研究や共同研究に積極的に取り組むこととする。 テーマ設定及び研究成果に対する評価は、外部専門家の意見も取り入れながら、市場動向を加味した上で、かつ、事業性の可否についても考慮し、採択・継続の決定、研究費の配分等を行う。 また、研究開発等から派生した知的財産権や研究開発の成果を活用し技術移転を行い、中期計画期間中に 1 1 件を目標に企業等の新製品開発の達成、新規分野の開拓支援の促進を図る。</p> <p>研究テーマの設定と実施 研究テーマの設定に当たっては、企業ニーズや県等の施策、市場動向を的確に把握し、短期的な技術移転や中長期的な事業展開に繋げる観点で、研究テーマの選択と重点化を図る。また、企業等からの緊急の要請や社会情勢等の急激な変化に対して、年度中途であっても研究テーマの見直しや新たなテーマ設定をする等、柔軟に対応する。 研究の実施に当たっては、将来の実用化に繋がるシーズ研究や企業が求める技術の高度化や製品化に繋がる実用化研究を次の分野について重点的に実施するとともに、受託研究や共同研究に積極的に取り組む。</p> <p>a. 情報・電子応用技術に関する分野 b. 地域資源及び有機材料の高度利用技術に関する分野 c. 県内産業の高付加価値化に資する製品デザイン技術に関する分野 d. 加工技術、計測技術及びシステム化技術の高度化に関する分野 e. 無機材料の加工技術、エネルギー関連技術及びリサイクル技術に関する分野 f. 地域資源活用食品に関する分野 g. 機能性食品・素材の高付加価値化に関する分野 h. 発酵利用に関する分野</p>	<p>ノウハウ等の専門的知識を活かした的確な対応に努め、必要に応じて職員が現地に出向き、企業現場でのよりきめ細かな支援を行う。 また、多様な相談に効率のかつ効果的に応じることにより、相談内容が高度化し解決に時間を要する課題や対応分野が広範になっている事案に適切に対応できるよう、第 1 期中期計画期間から蓄積している技術支援内容について、データベース化に取り組み、企業支援に活用する。 さらに、本年度は中期計画において承認されている製造業者延べ約 5 0 0 社を目標に訪問調査を実施し、技術支援等の実効性の検証と、よりの確な支援を行う。また、質的視点を含めたアンケート調査を行い、企業が求めるサービスや企業ニーズの的確な把握に努め、課題への迅速な対応と技術支援の充実による満足度向上を図る。</p> <p>(2) 試験・分析 (依頼試験・分析、機器設備開放) 企業等の依頼により行う試験・分析については、迅速かつ正確な試験を実施することにより、県内の企業等が行う研究開発や生産中の製品評価やユーザーのクレーム対策等を支援する。 また、第 1 期中期計画期間と同様に、センターが保有する機器設備を広く県内の企業等に開放し、研究開発中の試作品や生産中の製品評価等を支援する。 さらに、企業ニーズや有害物質規制等の社会ニーズに対応した機器、企業の人材育成に不可欠な機器、従来未対応であった新規分野への支援に係る機器等を、国等の外部資金も活用して計画的に導入し、機器設備の高度化を図る計画である。なお、保有する試験・分析・測定機器は、常に正常な状態で使用できるよう保守整備を実施し、老朽化等により試験分析精度等の確保が困難な機器については、更新・改修に努める。 試験・分析に当たっては、サービス提供時間の拡大や技術スタッフの配置により、利用企業の利便性の向上を図るとともに、他の技術支援機関と連携しながら、業務の効率化を図る。</p> <p>(3) 研究開発 研究開発については、企業ニーズや県等の施策、市場動向等を的確に把握し、実用化・製品化を目指した研究を、環境・エネルギー、次世代デバイス、バイオ・食品関連産業等の分野について推進する。また、企業等の要請に基づく受託研究や共同研究に積極的に取り組むこととする。 テーマ設定及び研究成果に対する評価は、外部専門家の意見も取り入れながら、市場動向を加味した上で、かつ、事業性の可否についても考慮し、採択・継続の決定、研究費の配分等を行う。 また、研究開発等から派生した知的財産権や研究開発の成果を活用し技術移転を行い、本年度は中期計画において承認されている約 2 件を目標に企業等の新製品開発の達成、新規分野の開拓支援の促進を図る。</p> <p>研究テーマの設定と実施 研究テーマの設定に当たっては、企業ニーズや県等の施策、市場動向を的確に把握し、短期的な技術移転や中長期的な事業展開に繋げる観点で、研究テーマの選択と重点化を図る。また、企業等からの緊急の要請や社会情勢等の急激な変化に対して、年度中途であっても研究テーマの見直しや新たなテーマ設定をする等、柔軟に対応する。 研究の実施に当たっては、将来の実用化に繋がるシーズ研究や企業が求める技術の高度化や製品化に繋がる実用化研究を次の分野について重点的に実施するとともに、受託研究や共同研究に積極的に取り組む。</p> <p>a. 情報・電子応用技術に関する分野 製造工程の効率化を目的としたネットワーク技術の開発研究、独自製品開発の基礎となる組み込み技術の開発研究など、各種製品の高付加価値化及び生産技術の高度化を目指した研究開発を行う。</p> <p>LED 照明の配光解析技術に関する研究 (H22 ~ 24 年度) 複数個の LED を用いた照明器具の配光特性を迅速に評価するシミュレーション技術を確立する。 本年度は、LED 照明器具の照度分布実測値 (H22 年度に構築した環境による) データから任意の照度分布を求めるシミュレーション手法について検討する。また、LED 単品部品の配光シミュレーションを行い、同結果と実測値との比較検証を行う。</p> <p>高速画像処理による複雑特徴抽出解析技術に関する研究 (H23 ~ 25 年度) マイクロプロセッサによる画像処理に加え、FPGA 技術による前処理・特徴抽出機能のハードウェア化を行うことで、複雑な形状を持つ製品の高速で検査可能なシステムを構築する。 本年度は、FPGA による画像処理回路開発環境の構築、入力画像の前処理・特徴抽出に必要な画像処理アルゴリズムの選定、画像処理組み込み可能 FPGA 評価基板の設計開発を行う。</p> <p>b. 地域資源及び有機材料の高度利用技術に関する分野</p>

第 2 期中期目標 (H22.11.24 県議会議決、12.28 県知事より通知あり)	第 2 期中期計画 (H23.3.1 県へ申請済)	平成 2 3 年度計画 (H23.3.31 届出)
		<p>県産バイオマスの有効変換技術に関する研究などの地域資源を活用した研究及び電気・電子製品等に用いられる有機材料の高品質化・高付加価値化を目指した研究開発を行う。</p> <p>高比重圧密化木材製造技術の高度化と家具等への利用方法の開発 (H22～23 年度) 国産針葉樹材を用いた材長 1 m 以上、比重 1 以上の圧密化木材を歩留まりよく製造する技術を開発する。また、加工材特有の臭気や酸性度を低減する処理技術を確認し、新たな家具製品等を開発する。 本年度は、圧密化後の乾燥方法や昨年度分析したにおい成分・酸性成分の低減方法の検討を行う。さらに、家具部材の試作・評価を行い、圧密化木材を用いた家具を開発する。</p> <p>環境応答型マイクロカプセルを用いた抗菌性紙の開発 (H22～23 年度) 周辺環境の湿度に呼応して天然抗菌剤を徐放するマイクロカプセルの開発及びそれを用いた環境応答型抗菌性紙を開発する。 本年度は、最適なマイクロカプセル基剤及び天然抗菌剤を決定し、抄紙試験、抗菌性試験等を実施して、環境応答型因州和紙壁紙及び二十世紀梨袋を開発する。</p> <p>因州和紙から作製したカーボンペーパーによる燃料電池ガス拡散層の開発 (H23～24 年度) 筑波大学等と連携して、市販のカーボンペーパーと同等以上の燃料電池性能(出力密度)を実現する因州和紙カーボンペーパーを開発する。 本年度は、最適な和紙原料、炭素化条件等の検討を行い、さらに得られたカーボンペーパーの構造、強度物性、電気的性質等の評価及び燃料電池性能の評価を行う。</p> <p>新規機能性表面処理剤の開発 (H23～24 年度) 木材や紙などのような材料が持つ独特の質感や色調を損なわず、簡便な方法で表面処理が出来る高耐候性の機能性表面処理剤を開発する。 本年度は、低分子系化合物を用いた分岐型表面処理剤、高分子・天然系化合物を用いた表面処理剤の合成方法の検討及び機能性評価を行う。</p> <p>d. 加工技術、計測技術及びシステム化技術の高度化に関する分野 精密部品などの高付加価値部品の生産技術に関する研究など、形状の精密化、機能の高度化、生産性の向上が求められる各種製品開発に対応するため、加工技術、計測技術及びシステム化技術の一層の高度化を目指した研究開発を行う。</p> <p>超音波加振による接合部の強靱化技術に関する研究 (H22～23 年度) 金属薄板の溶接時に生じる溶接部表面の窪み等を超音波加振により平滑化させ、破断に繋がる応力集中を軽減する技術を開発する。 本年度は、非鉄金属の平滑化と加振工具のシステム化・工具改良を達成する。</p> <p>プレス成形品の高精度モデル化による製品開発の効率化に関する研究 (H23 年度) 測定における点や 1 ラインでの評価を面評価にて行う事で、プレス成形品・金型等の試作時の製品形状のモデル化のための高精度測定技術を確認する。 本年度は、三次元測定機及び輪郭形状測定機を用いて三次元モデルの測定データを取得し、測定したデータと CAD データの照合・検証を実施し、製品形状の高精度モデル化のための最適測定手法を確認する。</p> <p>微細ドリルによる高精度・高品質穴加工に関する研究 (H23～24 年度) プリント基板の穴加工に用いるアルミシート上に塗布する樹脂特性の違いによる加工精度・加工品質の関係を明確にする。 本年度は、シミュレーションと切削実験により、樹脂特性と求心現象の関係を明らかにする。</p> <p>e. 無機材料の加工技術、エネルギー関連技術及びリサイクル技術に関する分野 金属等無機材料の高機能化のための表面改質等に関する研究や水力等を活用したエネルギーに関する研究、未利用資源の活用を図るためのリサイクルに関する研究など、無機材料の加工技術、エネルギー関連技術及びリサイクル技術の高度化を目指した研究開発を行う。</p> <p>表面結晶構造を制御したチタンシート被覆複合材料の開発 (H23～24 年度) チタン表面への結晶相・膜厚を制御した酸化膜の形成条件を確認するため、表面酸化/還元処理したチタンシートで被覆したクラッド鋼材を作製し、加工性、耐食性を評価し、実使用環境で検証する。 本年度は、チタン表面への酸化膜形成、導電性の付与、結晶構造・耐食性等の評価を行う。</p>

第 2 期中期目標 (H22.11.24 県議会議決 12.28 県知事より通知あり)	第 2 期中期計画 (H23.3.1 県へ申請済)	平成 2 3 年度計画 (H23.3.31 届出)
	<p>研究評価 実用化研究の評価は、原則として、外部専門家で構成される「実用化研究評価委員会」による開始時評価、中間時評価、終了時評価とする。 受託研究、共同研究、シーズ研究の評価は、原則として、センター役職員による開始時評価、中間時評価、終了時評価とするが、「実用化研究評価委員会」に報告することとし、評価の透明性を図る。 実用化や製品化の有無等成果の活用、特許権等の取得件数、学術誌等への研究成果の発表状況なども評価対象とし、評価の充実を図るとともに、評価結果に基づき、理事長が研究テーマの採択、研究資源の当初配分、研究継続の可否判定、次年度以降の研究資源の再配分等を行う。</p> <p>知的財産権の戦略的な取得と活用及び関係機関との連携 研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えて検討を行い、鳥取県知的所有権センター等、関係機関と連携することにより、知的財産権の戦略的な取得を図り、研究成果を保護するために中期計画期間中に 10 件を目標に特許を出願する。 また、研究開発等から派生した知的財産権や研究開発の成果を活用し技術移転を行い、中期計画期間中に 11 件を目標に企業等の新製品開発の達成、新規分野の開拓支援の促進を図る。</p>	<p>f. 地域資源活用食品に関する分野 県内で生産される特徴ある農・林・畜・水産地域資源の高付加価値化を目指した食品の開発及び高品質化に関する研究開発を行う。</p> <p>県内資源を活用した発酵調味料の開発に関する研究 (H22～23 年度) マグロの内臓等を原料とする新たな魚醤油を開発する。 本年度は、高効率魚醤油製造技術のスケールアップを図るとともに、魚醤油中のヒスタミン生成を抑制する手法を見出す。</p> <p>西条柿ピューレの品質保持技術の確立 (H23～24 年度) 西条柿ピューレで課題となっている微生物の低減化、加熱殺菌の際に生じる色合いの劣化及び冷却時の固形化 (ゼリー化) についての改善技術を確立するとともに、再加熱しても渋戻りが抑制できる技術を確立する。 本年度は、原料西条柿の付着微生物低減技術、西条柿ピューレの加熱殺菌における色調保持、西条柿ピューレの加熱殺菌におけるゼリー化制御、西条柿ピューレの再加熱における複渋抑制を行う。</p> <p>g. 機能性食品・素材の高付加価値化に関する分野 未利用資源・地域資源に含まれる機能性成分の探索や解析を行い、動物実験や細胞による評価技術を応用して機能性食品・素材の開発及び付加価値を向上させるための研究開発を行う。</p> <p>油脂等の機能性素材の高品質化と応用技術の開発 (H23～24 年度) 水産加工残渣から抽出した魚油等の機能性素材の精製・酸化防止技術の開発等による高品質化、機能性油脂類の抽出技術を応用した新素材の開発を行う。 本年度は、原料鮮度や時期が魚油の収量や品質に及ぼす影響、残存タンパク量の少ない抽出・濃縮技術の開発及び食用に向かない中海の海藻等の有効利用の検討を行う。</p> <p>試験管内試験 (in vitro) による新しい機能性評価法の開発と素材評価への応用 (H23～24 年度) 細胞試験や試験管内試験では難しいとされるヒトの消化作用を利用した評価系、腸内フローラ (腸内に常在する細菌群) の評価系の開発を行う。 本年度は、抗糖化性試験 (GR 法) と in vitro 腸内フローラ評価法の確立及び細胞の代謝作用を指標とする包括的機能性評価法を応用した素材の機能性探索を行う。</p> <p>h. 発酵利用に関する分野 酵母や麹菌など自然界から収集したり、バイオ技術を用いて育種した有用微生物を活用して、県産農産物や未利用資源を原材料とした新しい清酒、ワイン、酢などの研究開発や発酵技術の工業利用に関する研究開発を行う。</p> <p>鳥取オリジナル麹菌の吟醸酒用変異株の育種開発 (H22～23 年度) 褐変性を示さない麹菌の育種、グルコアミラーゼ高活性な麹菌の開発及び発酵試験による製成・酒粕の評価を行う。 本年度は、グルコアミラーゼ高活性変異株の育種、非褐変性変異株の育種、小仕込み試験による発酵経過・酒粕の分析及び小仕込み試験による製成酒の分析・評価を行い、高品質な日本酒製造技術を確立する。</p> <p>研究評価 実用化研究の評価は、原則として、外部専門家で構成される「実用化研究評価委員会」による開始時評価、中間時評価、終了時評価とする。 受託研究、共同研究、シーズ研究の評価は、原則として、センター役職員による開始時評価、中間時評価、終了時評価とするが、「実用化研究評価委員会」に報告することとし、評価の透明性を図る。 実用化や製品化の有無等成果の活用、特許権等の取得件数、学術誌等への研究成果の発表状況なども評価対象とし、評価の充実を図るとともに、評価結果に基づき、理事長が研究テーマの採択、研究資源の当初配分、研究継続の可否判定、次年度以降の研究資源の再配分等を行う。</p> <p>知的財産権の戦略的な取得と活用及び関係機関との連携 研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えて検討を行い、鳥取県知的所有権センター等、関係機関と連携することにより、知的財産権の戦略的な取得を図り、研究成果を保護するために本年度は中期計画において承認されている約 2 件を目標に特許を出願する。 また、研究開発等から派生した知的財産権や研究開発の成果を活用し技術移転を行い、本年度は中期計画において承認されている約 2 件を目標に企業等の新製品開発の達成、新規分野の</p>

第 2 期中期目標 (H22.11.24 県議会議決、12.28 県知事より通知あり)	第 2 期中期計画 (H23.3.1 県へ申請済)	平成 2 3 年度計画 (H23.3.31 届出)
<p>(4) 新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援 新規事業の立ち上げを目指す事業者等に、インキュベーション施設など研究開発の場を提供し、研究開発途上で生じた諸課題の解決に向け技術支援を実施するとともに、市場動向や販路などの情報提供を含めたトータルな支援が行えるよう、関係機関との連携等に取り組むこと。 また、講習会やセミナー、研究発表会等を通じてセンターの技術的知見の普及に努め、技術移転を促進するとともに、企業の製品開発や生産活動を支援すること。 企業における研究開発成果の実用化を支援するため、関係機関と連携して市場動向等を把握した上で、商品企画の段階からの市場競争力を有する製品開発(機能・製品デザイン等)への支援機能を強化するとともに、地域資源を有効活用するなどして、全国展開にも繋がる「地域ブランド育成」を意識した技術支援に取り組むこと。</p> <p>(5) 積極的な広報活動 ホームページや各種広報媒体を積極的に活用し、研究開発成果や最新の技術情報、センターの事業内容等の情報を提供することにより、企業の製品開発及び生産活動を支援し、センター利用実績のない企業等の利用拡大を促進すること。</p> <p>2 ものづくり人材の育成 第 1 期中期目標期間において策定した産業人材育成戦略に基づき、これまでに培ってきた産業人材育成のノウハウを活かし、ものづくり分野における基盤的産業人材の育成に向けた支援機能を強化するとともに、高度専門人材の育成など、産業構造の転換を見据えた人材育成にも取り組むこと。</p>	<p>(再掲)。</p> <p>(4) 新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援 新規事業の立ち上げを目指す事業者等に、起業化支援室等の研究開発の場を提供するとともに、講習会やセミナー、研究発表会等を通じてセンターの技術的知見の普及に努め、事業者等の製品開発などを支援する。 なお、市場競争力を有する製品開発について、商品企画の段階からの支援を強化し、特に、一次産品や伝統工芸品などの地域資源を有効活用するなど、鳥取ブランドの全国展開に繋がりうる「地域ブランド育成」を意識した技術支援に取り組む。</p> <p>研究開発の場の提供や成果普及・技術情報の提供 鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等を活用し、企業の研究開発に係る場の提供と技術支援を行う。 技術講習会・セミナー、研究発表会、研究会等を中期計画期間中に2回を目標に開催し、研究成果の普及、技術移転、新技術・産業動向等の情報提供を行う。</p> <p>関係機関との連携と支援機能の強化 鳥取県デザイナー協会等の関係機関との連携や企業訪問の充実などを図ることにより、市場動向等の情報収集力を強化するとともに、新規事業の立ち上げを目指す事業者等に、市場動向や販路などの情報提供を含めたトータルな支援を行う。</p> <p>(5) 積極的な広報活動 刊行物やホームページ等の各種広報媒体を活用し、研究成果や技術情報、センターの事業内容等の情報を提供する。また、産業支援機関の関連情報の提供や関係機関への紹介を行う。 センター利用実績のない企業や新たに進出した企業等に対して、ホームページや各種媒体を積極的に活用してセンターのサービス内容等の広報活動を展開し、センターのサービス内容の周知や利用の拡大を図る。研究成果については、学術誌等による研究成果の発表やセンター研究報告、ホームページなどを通じて公開し、企業等に活用されるよう努める。 中期計画期間中に80件を目標にプレスリリースを行い、県内の企業、県民に対してセンターの活動内容を周知する。</p> <p>2 ものづくり人材の育成 センターの研究開発成果やこれまで培ってきた人材育成のノウハウを活かし、ものづくり分野における高度専門人材育成など、技術の高度化に対応できる人材育成に取り組むとともに、国内外の技術動向に即応して研究開発を進められる実践的な企業内技術者の育成や大学等からの研修生の積極的受入れに取り組む。 具体的な研修事業については、各年度において、経済状況や技術動向、センターを取り巻く状況等に柔軟に対応しながら実施するものとする。</p>	<p>開拓支援の促進を図る。(再掲)</p> <p>(4) 新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援 新規事業の立ち上げを目指す事業者等に、起業化支援室等の研究開発の場を提供するとともに、講習会やセミナー、研究発表会等を通じてセンターの技術的知見の普及に努め、事業者等の製品開発などを支援する。 なお、市場競争力を有する製品開発について、商品企画の段階からの支援を強化し、特に、一次産品や伝統工芸品などの地域資源を有効活用するなど、鳥取ブランドの全国展開に繋がりうる「地域ブランド育成」を意識した技術支援に取り組む。</p> <p>研究開発の場の提供や成果普及・技術情報の提供 鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等を活用し、企業の研究開発に係る場の提供と技術支援を行う。 技術講習会・セミナー、研究発表会、研究会等を本年度は中期計画において承認されている約5回を目標に開催し、研究成果の普及、技術移転、新技術・産業動向等の情報提供を行う。</p> <p>関係機関との連携と支援機能の強化 鳥取県デザイナー協会等の関係機関との連携や企業訪問の充実などを図ることにより、市場動向等の情報収集力を強化するとともに、新規事業の立ち上げを目指す事業者等に、市場動向や販路などの情報提供を含めたトータルな支援を行う。</p> <p>(5) 積極的な広報活動 刊行物やホームページ等の各種広報媒体を活用し、研究成果や技術情報、センターの事業内容等の情報を提供する。また、産業支援機関の関連情報の提供や関係機関への紹介を行う。 センター利用実績のない企業や新たに進出した企業等に対して、ホームページや各種媒体を積極的に活用してセンターのサービス内容等の広報活動を展開し、センターのサービス内容の周知や利用の拡大を図る。研究成果については、学術誌等による研究成果の発表やセンター研究報告、ホームページなどを通じて公開し、企業等に活用されるよう努める。 本年度は中期計画において承認されている約20件を目標にプレスリリースを行い、県内の企業、県民に対してセンターの活動内容を周知する。</p> <p>2 ものづくり人材の育成 センターの研究開発成果やこれまで培ってきた人材育成のノウハウを活かし、ものづくり分野における高度専門人材育成など、技術の高度化に対応できる人材育成に取り組むとともに、国内外の技術動向に即応して研究開発を進められる実践的な企業内技術者の育成や大学等からの研修生の積極的受入れに取り組む。</p> <p>(1) 高度な技術を持つ産業人材の育成 国内外の技術動向に即応するとともに、技術の将来像を見据えたものづくり分野の高度専門人材育成等を戦略的に実施し、本年度は延べ30人を目標に人材を育成する。</p> <p>組込システム開発人材育成事業(H23~H26年度) 戦略的な新技術・新製品を企画し、プログラムの開発設計技術はもとより、ハードウェアを始めとする幅広い知識とスキルをバランスよく兼ね備え持つ、自ら中心となって開発を手がける組み込みシステム技術者の育成を図る。 本年度は、デジタル家電等に搭載する組込ソフトウェアの開発技術について、約10名を目標に2日間の講義を行い、技術者の育成を図る。</p> <p>次世代ものづくり人材育成事業(H23~H26年度) 高い信頼性が要求される、家電・各種機械装置・自動車関連産業等の製品設計・製造業において、ものづくり技術の高度化かつ短納期化に対応できる若手技術者の育成を図る。 本年度は、基盤技術である金属加工・評価技術及び設計について、約10名を目標に約4日間の講義を行い、ものづくり技術の高度化に対応できる若手技術者の育成を図る。</p> <p>デザイン力強化人材養成事業(H23年度) 新しく商品開発を考えている製造事業者で1社又は複数社による共同開発グループの経営者・社員等を対象に、市場ニーズに基づいた製品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材の育成を図る。 本年度は、鳥取県産業振興機構、鳥取県、鳥取県デザイナー協会と連携し、商品開発におけ</p>

第 2 期中期目標 (H22.11.24 県議会議決 12.28 県知事より通知あり)	第 2 期中期計画 (H23.3.1 県へ申請済)	平成 2 3 年度計画 (H23.3.31 届出)
<p>3 産学金官連携の推進 競争的資金の獲得や技術支援の効果的な展開に必要なコーディネート機能を向上させるとともに、共同研究や産業人材育成など、産業の自立化・高付加価値化に繋がる企業支援の達成に向けて、「産学金官連携」を強化すること。</p> <p>業務運営の改善及び効率化に関する事項 地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして業務運営の改善を継続し、より一層効率的・効果的な運営を行うこと。</p> <p>1 迅速かつ柔軟な業務運営 理事長のリーダーシップのもと、迅速な意思決定に基づくスピード感のある組織運営を行うこと。また、管理体制を継続的に見直しながら、企業ニーズなどセンターを取り巻く環境の変化に戦略的かつ弾力的に対応し、資金や人材等の経営資源を重点的に投入すること。 業務運営に際しては、鳥取・米子・境港 3 施設間における情報の共有化を徹底し、センターが取り組む目標や職員の認識の共有化を図るとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定に努めること。</p> <p>2 職員の能力開発 職員の能力開発に当たっては、センターが策定した人材育成プログラムに基づき、継続的に職員の資質向上を図るとともに、センターの業務を的確に遂行できる人材を計画的に育成すること。なお、能力開発を意識し、若手研究員が取り組むテーマ設定を行うとともに、国の研究機関や大学等への派遣を活用すること。 また、センターが策定した個人業績評価システムに基づき、客観性・透明性の高い業績評価を行うとともに、評価結果を勤勉手当、昇給、人員配置等に反映させること。 役員については、成果主義に基づく給与体系により、評価委員会による業績評価結果を役員報酬(退職手当を含む。)に反映させること。</p> <p>3 自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制 企業や大学等との連携により積極的に競争的資金等の外部資金獲得に努めるほか、機器設備・施</p>	<p>3 産学金官連携の推進 企業における市場動向を踏まえた製品化、事業化を支援するため、民間企業、大学、金融機関及び行政機関などからなる産学金官連携の実施に当たっては、センターも技術面におけるコーディネート機能を向上させて積極的な役割を果たすこととする。 国内外の大学、研究機関等の連携を図り、センター主導による各種事業や研究会を実施するなど、新たな技術開発に係る産学金官連携のコーディネート機能を発揮する。 鳥取・米子・境港の 3 施設の連携を基軸として、センターの持つ強みを発揮した共同研究を主導的に推進するなど、農林水産分野や環境関連分野など異分野の連携を強化する。</p> <p>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして、自立性・機動性・透明性を高めるための業務運営を継続し、より一層効率的・効果的な運営を行うとともに、職員の能力や意欲の向上に繋がる取組みを推進する。</p> <p>1 迅速かつ柔軟な業務運営 理事長のリーダーシップの下、センターを取り巻く環境の変化に戦略的かつ弾力的に対応できる機動性・効率性の高い組織・運営体制を確立するとともに、業務運営に当たっては、鳥取・米子・境港 3 施設間における情報の共有化を徹底し、職員間でのセンターのミッションに係る共通認識を高め、組織としての円滑かつ効率的な意思決定を行うことにより、企業ニーズに基づく、より高度なサービスを提供する。 組織体制の改善・整備など継続的な見直しを行い、限られた経営資源(人材、資金)の中で、社会経済状況や企業ニーズの変化への弾力的な対応を図る。 役職員でのセンターの方針や業務内容等に係る共通認識を高めるとともに、円滑かつ効率的な意思決定を行うため、役員会及び幹部会、運営会議等の内部会議を定期的に開催する。また、部局横断的な専門家チーム、専門委員会を組織し、適正な意思決定を行う。</p> <p>2 職員の能力開発 職員の企業への技術支援能力や研究開発能力の向上のため、大学等への長期派遣研修を行うとともに、各種研修会への参加等を推進するとともに、資格の取得を奨励し、センターの業務を的確に遂行できる人材を計画的に育成する。 また、職員の業務実績については、処遇に適切に反映されるよう、客観的な業務実績評価を行う。役員については、成果主義に基づく給与体系により、評価委員会による業績評価結果を役員報酬(退職手当を含む。)に反映させる。</p> <p>(1) 計画的な職員の能力開発 大学、研究機関、行政機関、民間企業等へ職員を長期派遣し、職員のより一層の技術支援能力、研究開発能力、業務運営能力、組織管理能力の向上を図る。研究成果の学会発表、その他各種団体が実施する技術講習会・セミナーに派遣し、研究開発能力の向上を図る。また、業務に必要な資格や学位の取得などを奨励し、職員の資質向上に努める。</p> <p>(2) 独自システムによる業績評価の実施 職員の適性や能力についての認識を深め、自己研鑽に繋げることを目的として、職員の業務への取組状況や業務実績などにより、客観的な基準に基づく、公正で透明性の高い業績評価を実施し、また、制度の改善を図る。職員の業務実績評価の結果に基づき、昇給、勤勉手当の成績率等職員の処遇や人事配置に適正に反映する。</p> <p>3 自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制 自己収入の確保や業務運営の効率化により経費削減などに努め、ものづくり分野の技術支援機</p>	<p>るデザイン力活用のノウハウ修得、スキル向上を図るために、10 名を目標に、外部講師を招いたデザイン力強化セミナーを 1 回以上開催し、人材育成を図る。</p> <p>(2) 現場即応型の開発人材の育成 実践的産業人材育成事業(H23～H26 年度) 企業の持つ課題の解決を通じて、現場即応型の研究開発ができる人材育成等を実施する。</p> <p>(3) 次世代を担う技術者の育成 大学等から研修生を積極的に受け入れ、次世代を担う技術者の育成を図る。</p> <p>3 産学金官連携の推進 企業における市場動向を踏まえた製品化、事業化を支援するため、民間企業、大学、金融機関及び行政機関などからなる産学金官連携の実施に当たっては、センターも技術面におけるコーディネート機能を向上させて積極的な役割を果たすこととする。 国内外の大学、研究機関等の連携を図り、センター主導による各種事業や研究会を実施するなど、新たな技術開発に係る産学金官連携のコーディネート機能を発揮する。 鳥取・米子・境港の 3 施設の連携を基軸として、センターの持つ強みを発揮した共同研究を主導的に推進するなど、農林水産分野や環境関連分野など異分野の連携を強化する。</p> <p>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして、自立性・機動性・透明性を高めるための業務運営を継続し、より一層効率的・効果的な運営を行うとともに、職員の能力や意欲の向上に繋がる取組みを推進する。</p> <p>1 迅速かつ柔軟な業務運営 理事長のリーダーシップの下、センターを取り巻く環境の変化に戦略的かつ弾力的に対応できる機動性・効率性の高い組織・運営体制を確立するとともに、業務運営に当たっては、鳥取・米子・境港 3 施設間における情報の共有化を徹底し、職員間でのセンターのミッションに係る共通認識を高め、組織としての円滑かつ効率的な意思決定を行うことにより、企業ニーズに基づく、より高度なサービスを提供する。 組織体制の改善・整備など継続的な見直しを行い、限られた経営資源(人材、資金)の中で、社会経済状況や企業ニーズの変化への弾力的な対応を図る。 役職員でのセンターの方針や業務内容等に係る共通認識を高めるとともに、円滑かつ効率的な意思決定を行うため、役員会及び幹部会、運営会議等の内部会議を定期的に開催する。また、部局横断的な専門家チーム、専門委員会を組織し、適正な意思決定を行う。</p> <p>2 職員の能力開発 職員の企業への技術支援能力や研究開発能力の向上のため、大学等への長期派遣研修を行うとともに、各種研修会への参加等を推進するとともに、資格の取得を奨励し、センターの業務を的確に遂行できる人材を計画的に育成する。 また、職員の業務実績については、処遇に適切に反映されるよう、客観的な業務実績評価を行う。役員については、成果主義に基づく給与体系により、評価委員会による業績評価結果を役員報酬(退職手当を含む。)に反映させる。</p> <p>(1) 計画的な職員の能力開発 大学、研究機関、行政機関、民間企業等へ職員を長期派遣し、職員のより一層の技術支援能力、研究開発能力、業務運営能力、組織管理能力の向上を図る。研究成果の学会発表、その他各種団体が実施する技術講習会・セミナーに派遣し、研究開発能力の向上を図る。また、業務に必要な資格や学位の取得などを奨励し、職員の資質向上に努める。</p> <p>(2) 独自システムによる業績評価の実施 職員の適性や能力についての認識を深め、自己研鑽に繋げることを目的として、職員の業務への取組状況や業務実績などにより、客観的な基準に基づく、公正で透明性の高い業績評価を実施し、また、制度の改善を図る。職員の業務実績評価の結果に基づき、昇給、勤勉手当の成績率等職員の処遇や人事配置に適正に反映する。</p> <p>3 自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制 自己収入の確保や業務運営の効率化により経費削減などに努め、ものづくり分野の技術支援機</p>

第 2 期中期目標 (H22.11.24 県議会議決 12.28 県知事より通知あり)	第 2 期中期計画 (H23.3.1 県へ申請済)	平成 2 3 年度計画 (H23.3.31 届出)																																																																										
<p>設の開放や知的財産権の使用許諾等により、運営費交付金（県からセンターへ交付）以外の収入の確保に努めること。</p> <p>なお、知的財産権の使用許諾に伴う使用料収入額のうち、センターと職員間における配分については、知的財産関係法令等に基づいて設定したルールを遵守すること。</p> <p>運営費交付金を充当して実施する業務（臨時的経費及び職員人件費を除く。）については、期間開始前に示される基準に沿って経費抑制を行うこと。</p> <p>また、業務の電子化など事務処理の簡素化・効率化、施設・設備の有効利用の徹底、外部委託の活用など、業務運営の効率化と経費抑制を目的とした見直しを恒常的に実施すること。</p> <p>なお、経費抑制に当たっては、利用企業等へのサービスを低下させることのないよう努めること。</p> <p>財務内容の改善に関する事項</p> <p>運営費交付金を充当して実施する業務については、「業務運営の改善及び効率化に関する事項」に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算により効率的かつ効果的な運営を行うこと。</p> <p>なお、センターの活動経費の大部分を占める運営費交付金について、センターの業績に応じたインセンティブとして、業績評価に基づき増減させる算定ルールを適用する。</p>	<p>関としての使命を果たすことのできる経営基盤の確立を図る。</p> <p>(1) 外部資金その他自己収入の確保</p> <p>機器設備・施設の開放、依頼試験の実施状況、企業ニーズに基づく機器設備の新設や試験のメニューの統廃合などにより、利用者へのサービスの向上を図る。また、利用者への積極的な情報提供を行うとともに、適切な料金を設定し、事業収入の確保に努める。</p> <p>企業や大学等との連携により、中期計画期間中に 9 件を目標に科学研究費補助金等の競争的資金を獲得するなど、運営費交付金以外の収入の確保に努める。また、県内の企業等との共同研究、受託研究を推進する。</p> <p>研究機器等の整備に当たっては、国、その他の補助制度の活用により自己財源の負担をできるだけ軽減するよう努める。</p> <p>特許権等の活用を図るため、特許権実施許諾契約の締結により、実施料等の収入の確保に努める。なお、知的財産権の使用許諾に伴う使用料収入額のうち、センターと職員間における配分については、知的財産関連法令等に基づいて設定したルールを遵守する。</p> <p>(2) 業務運営の効率化・経費抑制</p> <p>事務手続きの簡素化等を進め、業務の効率化、迅速化を図り、併せて職員の負担軽減に努める。限られた経営資源を有効的に活用するため、施設管理、外部委託等の業務内容の見直しにより経費の抑制に努める。</p> <p>財務内容の改善に関する事項</p> <p>運営費交付金を充当して実施する業務については、「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算により効率的かつ効果的な運営を行う。</p> <p>なお、運営費交付金を充当して実施する業務に要する予算措置(臨時的経費及び人件費を除く。)については、無駄な経費の削減を行うとともに、高い業績評価を得ることでインセンティブを確保して、財務内容の改善に資するよう努める。</p> <p>1 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 予算(人件費の見積りを含む。)</p> <p style="text-align: center;">平成 2 3 年度～平成 2 6 年度 予算</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1032 1184 1908 1967"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運営費交付金</td> <td>3,043</td> </tr> <tr> <td>施設設備整備費補助金</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>自己収入</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td>事業収入</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>補助金等収入</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>外部資金試験研究収入</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>目的積立金</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,403</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務費</td> <td>2,583</td> </tr> <tr> <td>研究開発等経費</td> <td>808</td> </tr> <tr> <td>外部資金試験研究費</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>1,695</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td>820</td> </tr> <tr> <td>施設設備整備費</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,403</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	収入		運営費交付金	3,043	施設設備整備費補助金	0	自己収入	280	事業収入	120	補助金等収入	80	外部資金試験研究収入	80	目的積立金	80	合計	3,403	支出		業務費	2,583	研究開発等経費	808	外部資金試験研究費	80	人件費	1,695	一般管理費	820	施設設備整備費	0	合計	3,403	<p>関としての使命を果たすことのできる経営基盤の確立を図る。</p> <p>(1) 外部資金その他自己収入の確保</p> <p>機器設備・施設の開放、依頼試験の実施状況、企業ニーズに基づく機器設備の新設や試験のメニューの統廃合などにより、利用者へのサービスの向上を図る。また、利用者への積極的な情報提供を行うとともに、適切な料金を設定し、事業収入の確保に努める。</p> <p>企業や大学等との連携により、本年度は中期計画において承認されている約 2 件を目標に科学研究費補助金等の競争的資金を獲得するなど、運営費交付金以外の収入の確保に努める。また、県内の企業等との共同研究、受託研究を推進する。</p> <p>研究機器等の整備に当たっては、国、その他の補助制度の活用により自己財源の負担をできるだけ軽減するよう努める。</p> <p>特許権等の活用を図るため、特許権実施許諾契約の締結により、実施料等の収入の確保に努める。なお、知的財産権の使用許諾に伴う使用料収入額のうち、センターと職員間における配分については、知的財産関連法令等に基づいて設定したルールを遵守する。</p> <p>(2) 業務運営の効率化・経費抑制</p> <p>事務手続きの簡素化等を進め、業務の効率化、迅速化を図り、併せて職員の負担軽減に努める。限られた経営資源を有効的に活用するため、施設管理、外部委託等の業務内容の見直しにより経費の抑制に努める。</p> <p>財務内容の改善に関する事項</p> <p>運営費交付金を充当して実施する業務については、「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算により効率的かつ効果的な運営を行う。</p> <p>なお、運営費交付金を充当して実施する業務に要する予算措置(臨時的経費及び人件費を除く。)については、無駄な経費の削減を行うとともに、高い業績評価を得ることでインセンティブを確保して、財務内容の改善に資するよう努める。</p> <p>1 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 予算(人件費の見積りを含む。)</p> <p style="text-align: center;">平成 2 3 年度 予算</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="1967 1184 2843 1967"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運営費交付金</td> <td>772,463</td> </tr> <tr> <td>施設設備整備費補助金</td> <td>74,484</td> </tr> <tr> <td>自己収入</td> <td>59,732</td> </tr> <tr> <td>事業収入</td> <td>19,581</td> </tr> <tr> <td>事業外収入</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>補助金等収入</td> <td>10,389</td> </tr> <tr> <td>外部資金試験研究収入</td> <td>26,962</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>906,679</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務費</td> <td>608,225</td> </tr> <tr> <td>研究開発等経費</td> <td>149,523</td> </tr> <tr> <td>外部資金試験研究費</td> <td>28,270</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>430,432</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td>241,144</td> </tr> <tr> <td>施設設備整備費</td> <td>134,968</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>984,337</td> </tr> <tr> <td>目的積立金取崩額</td> <td>77,658</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	収入		運営費交付金	772,463	施設設備整備費補助金	74,484	自己収入	59,732	事業収入	19,581	事業外収入	2,800	補助金等収入	10,389	外部資金試験研究収入	26,962	合計	906,679	支出		業務費	608,225	研究開発等経費	149,523	外部資金試験研究費	28,270	人件費	430,432	一般管理費	241,144	施設設備整備費	134,968	合計	984,337	目的積立金取崩額	77,658
区 分	金 額																																																																											
収入																																																																												
運営費交付金	3,043																																																																											
施設設備整備費補助金	0																																																																											
自己収入	280																																																																											
事業収入	120																																																																											
補助金等収入	80																																																																											
外部資金試験研究収入	80																																																																											
目的積立金	80																																																																											
合計	3,403																																																																											
支出																																																																												
業務費	2,583																																																																											
研究開発等経費	808																																																																											
外部資金試験研究費	80																																																																											
人件費	1,695																																																																											
一般管理費	820																																																																											
施設設備整備費	0																																																																											
合計	3,403																																																																											
区 分	金 額																																																																											
収入																																																																												
運営費交付金	772,463																																																																											
施設設備整備費補助金	74,484																																																																											
自己収入	59,732																																																																											
事業収入	19,581																																																																											
事業外収入	2,800																																																																											
補助金等収入	10,389																																																																											
外部資金試験研究収入	26,962																																																																											
合計	906,679																																																																											
支出																																																																												
業務費	608,225																																																																											
研究開発等経費	149,523																																																																											
外部資金試験研究費	28,270																																																																											
人件費	430,432																																																																											
一般管理費	241,144																																																																											
施設設備整備費	134,968																																																																											
合計	984,337																																																																											
目的積立金取崩額	77,658																																																																											

第2期中期目標 (H22.11.24 県議会議決、12.28 県知事より通知あり)

第2期中期計画 (H23.3.1 県へ申請済)

平成23年度計画 (H23.3.31 届出)

〔人件費の見積もり〕
 中期目標期間中総額、1,695百万円を支出します。(退職手当を含む。)
 金額については見込みであり、今後変更する可能性があります。

(注) 当法人における退職手当については、役員退職手当規程及び職員退職手当規程に基づいて支給するが、その全額について運営費交付金を財源とするものと想定している。

(2) 収支計画
 平成23年度～平成26年度 収支計画
 (単位:百万円)

(2) 収支計画
 平成23年度 収支計画
 (単位:千円)

区 分	金 額
費用の部	
経常経費	3,929
業務費	2,463
研究開発等経費	688
外部資金試験研究費	80
人件費	1,695
一般管理費	820
減価償却費	646
収入の部	
経常収益	3,929
運営費交付金収益	3,043
外部資金試験研究費収益	80
補助金等収益	80
事業収益	120
資産見返運営費交付金等戻入	131
資産見返物品受贈額戻入	106
資産見返補助金等戻入	369
純利益	0
総利益	0

区 分	金 額
費用の部	
経常経費	1,037,743
業務費	608,225
研究開発等経費	149,523
外部資金試験研究費	28,270
人件費	430,432
一般管理費	241,144
減価償却費	188,374
収益の部	
経常収益	960,085
運営費交付金収益	721,979
外部資金試験研究費収益	26,962
補助金等収益	10,389
事業収益	19,581
事業外収益	2,800
資産見返運営費交付金等戻入	40,025
資産見返物品受贈額戻入	46,598
資産見返補助金等戻入	91,751
純利益	-77,658
目的積立金取崩額	77,658
総利益	0

金額については見込みであり、今後変更する可能性があります。

(3) 資金計画
 平成23年度～平成26年度 資金計画
 (単位:百万円)

(3) 資金計画
 平成23年度 資金計画
 (単位:千円)

区 分	金 額
資金支出	3,403
業務活動による支出	3,283
投資活動による支出	120
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	3,403
業務活動による収入	3,323
運営費交付金による収入	3,043
補助金による収入	80
外部資金試験研究における収入	80
事業収入	120
その他の収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	80

区 分	金 額
資金支出	984,337
業務活動による支出	849,369
投資活動による支出	134,968
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	984,337
業務活動による収入	906,679

第 2 期中期目標 (H22.11.24 県議会議決 12.28 県知事より通知あり)	第 2 期中期計画 (H23.3.1 県へ申請済)	平成 2 3 年度計画 (H23.3.31 届出)															
<p>金額については見込みであり、今後変更する可能性があります。</p> <p>2 短期借入金の限度額</p> <p>(1) 短期借入金の限度額 3 2 5 百万円</p> <p>(2) 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生により、急に必要となる対策費として借り入れすることを想定する。</p> <p>3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 なし</p> <p>4 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は、企業支援業務の充実強化及び組織運営、施設・機器の整備、改善に充当する。</p> <p>その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 コンプライアンス体制の確立と徹底</p> <p>(1) 法令遵守及び社会貢献 法令遵守はもとより、職員は全体の奉仕者としての自覚に立ち、職務執行に対する中立性と公平性を常に確保し、県民から疑惑や不信を招くことのないよう努めること。 また、法令遵守や適切で安全な設備の使用・管理等に関して、職員に対する研修を継続的に実施するとともに、確実な実施に向けた組織体制の整備を行うこと。 さらに、県民とともに歩む組織として、地域イベントや奉仕活動への参加など社会貢献に努めること。</p> <p>(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底 個人情報や企業からの相談内容、研究等の依頼内容など職務上知り得た事項の管理を徹底するとともに、特に電子媒体等を通じた情報の漏洩がないよう確実な防止対策に取り組むこと。 また、情報公開関連法令等に基づき、事業内容や組織運営状況等について、適切に情報公開すること。</p> <p>(3) 労働安全衛生管理の徹底 職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう、十分に配慮すること。 また、安全管理体制の徹底を図るとともに、規程の整備や職員への安全教育を実施するなど、労働安全衛生関係法令等を遵守すること。</p>	<p>金額については見込みであり、今後変更する可能性があります。</p> <p>2 短期借入金の限度額</p> <p>(1) 短期借入金の限度額 3 2 5 百万円</p> <p>(2) 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生により、急に必要となる対策費として借り入れすることを想定する。</p> <p>3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 なし</p> <p>4 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は、企業支援業務の充実強化及び組織運営、施設・機器の整備、改善に充当する。</p> <p>その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 コンプライアンス体制の確立と徹底</p> <p>(1) 法令遵守及び社会貢献 公的試験研究機関としての使命を果たすため、職務執行に関する中立性と公平性を確保し、県民から疑惑や不信を招くことのないよう努めるとともに、県民とともに歩む組織として、地域イベントや奉仕活動への参加など社会貢献に努める。 また、法令遵守に関して、その確実な実施に向けた組織体制の整備を行う。職員は、職務の中立性と公平性を常に確保するため、地方公務員法を始めとする関連法令を遵守する。職員の行動規範と社会的規範を確立し、その遵守を図るため、内部規律の策定、研究倫理調査委員会によるチェック等を行う。</p> <p>(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底 個人情報や企業からの相談内容、研究等の依頼内容など職務上知り得た秘密事項について管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じた漏洩がないよう確実な防止対策を図る。また、情報公開関連法令に基づき、事業内容や組織運営状況等について、適切に情報公開し、運営の透明化を図る。 企業等からの技術相談や企業への技術支援を通じて知り得た情報の守秘義務を職員に徹底するとともに、鳥取県情報システム管理要綱に準じて、情報システム、電子媒体等を通じた情報漏洩の防止を図る。 また、センターの事業内容や組織運営状況については、鳥取県情報公開条例等の関連法令に基づき、ホームページなどを通じて適切に情報を公開する。</p> <p>(3) 労働安全衛生管理の徹底 職場環境の整備に当たっては、職員が安全で快適な職場環境において業務に従事できるよう十分に配慮するとともに、関連規程を遵守し、研修等を通じて職員の意識向上を図る。 各専門分野の職員からの意見等に基づいた適切な管理運営体制が構築できるよう、センター安全衛生委員会を定期的に開催する。安全衛生に関する適切な措置を行うことができるよう、衛生</p>	<table border="1"> <tr> <td>運営費交付金による収入</td> <td>7 7 2 , 4 6 3</td> </tr> <tr> <td>補助金による収入</td> <td>8 4 , 8 7 3</td> </tr> <tr> <td>外部資金試験研究における収入</td> <td>2 6 , 9 6 2</td> </tr> <tr> <td>事業収入</td> <td>1 9 , 5 8 1</td> </tr> <tr> <td>その他の収入</td> <td>2 , 8 0 0</td> </tr> <tr> <td>前年度からの繰越金</td> <td>7 7 , 6 5 8</td> </tr> <tr> <td>前期中期目標期間からの繰越金</td> <td>0</td> </tr> </table>	運営費交付金による収入	7 7 2 , 4 6 3	補助金による収入	8 4 , 8 7 3	外部資金試験研究における収入	2 6 , 9 6 2	事業収入	1 9 , 5 8 1	その他の収入	2 , 8 0 0	前年度からの繰越金	7 7 , 6 5 8	前期中期目標期間からの繰越金	0	<p>2 短期借入金の限度額</p> <p>(1) 短期借入金の限度額 3 2 5 百万円</p> <p>(2) 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生により、急に必要となる対策費として借り入れすることを想定する。</p> <p>3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 なし</p> <p>4 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は、企業支援業務の充実強化及び組織運営、施設・機器の整備、改善に充当する。</p> <p>その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 コンプライアンス体制の確立と徹底</p> <p>(1) 法令遵守及び社会貢献 公的試験研究機関としての使命を果たすため、職務執行に関する中立性と公平性を確保し、県民から疑惑や不信を招くことのないよう努めるとともに、県民とともに歩む組織として、地域イベントや奉仕活動への参加など社会貢献に努める。 また、法令遵守に関して、その確実な実施に向けた組織体制の整備を行う。職員は、職務の中立性と公平性を常に確保するため、地方公務員法を始めとする関連法令を遵守する。職員の行動規範と社会的規範を確立し、その遵守を図るため、内部規律の策定、研究倫理調査委員会によるチェック等を行う。</p> <p>(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底 個人情報や企業からの相談内容、研究等の依頼内容など職務上知り得た秘密事項について管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じた漏洩がないよう確実な防止対策を図る。また、情報公開関連法令に基づき、事業内容や組織運営状況等について、適切に情報公開し、運営の透明化を図る。 企業等からの技術相談や企業への技術支援を通じて知り得た情報の守秘義務を職員に徹底するとともに、鳥取県情報システム管理要綱に準じて、情報システム、電子媒体等を通じた情報漏洩の防止を図る。 また、センターの事業内容や組織運営状況については、鳥取県情報公開条例等の関連法令に基づき、ホームページなどを通じて適切に情報を公開する。</p> <p>(3) 労働安全衛生管理の徹底 職場環境の整備に当たっては、職員が安全で快適な職場環境において業務に従事できるよう十分に配慮するとともに、関連規程を遵守し、研修等を通じて職員の意識向上を図る。 各専門分野の職員からの意見等に基づいた適切な管理運営体制が構築できるよう、センター安全衛生委員会を定期的に開催する。安全衛生に関する適切な措置を行うことができるよう、衛生</p>
運営費交付金による収入	7 7 2 , 4 6 3																
補助金による収入	8 4 , 8 7 3																
外部資金試験研究における収入	2 6 , 9 6 2																
事業収入	1 9 , 5 8 1																
その他の収入	2 , 8 0 0																
前年度からの繰越金	7 7 , 6 5 8																
前期中期目標期間からの繰越金	0																

第 2 期中期目標 (H22.11.24 県議会議決 12.28 県知事より通知あり)	第 2 期中期計画 (H23.3.1 県へ申請済)	平成 2 3 年度計画 (H23.3.31 届出)
<p>2 環境負荷の低減と環境保全の促進 業務運営に際しては、環境に配慮した運営に努めるとともに、研究活動の実施、施設・設備、物品等の購入や更新等に際しては省エネルギーやリサイクルの促進に努め、ISO14001規格を遵守するなど、環境負荷を低減するための環境マネジメントサイクルを確立し、継続的な見直しを実施すること。</p>	<p>推進者や作業主任者の配置や産業医の選任などを行う。</p> <p>2 環境負荷の低減と環境保全の促進 グリーンマークやエコマーク商品の購入及び再生紙の利用など、省エネルギーやリサイクルの促進に努めるとともに、環境目標の達成に向けた継続的な見直しを実施し、取得済みのISO14001規格を遵守した業務運営を行う。</p> <p>その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 施設及び設備に関する計画 センター機能の維持、向上のため、施設及び設備の計画的な整備を行う。なお、企業ニーズの変化や技術の進展等に伴って、施設及び設備の計画を適宜見直すこととする。各施設において、業務運営を適切かつ効率的に行うため、施設、設備の必要性や老朽化の程度等を考慮して、それらの整備・改修・更新を計画的に進める。 当該計画に沿って、目的積立金及び鳥取県からの運営費補助金を活用するなど、計画的に整備・改修する。老朽化等により不要となった機器・設備については適宜処分し、施設の有効利用や利用者の安全性の確保などを図る。 また、老朽化が相当進んでいる食品開発研究所（境港施設）をはじめ、機械素材研究所（米子施設）電子・有機素材研究所（鳥取施設）を含めて、今後を見据えた整備計画の検討に着手し、中期計画期間中に整備のあり方を取りまとめる。</p> <p>2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 現時点における具体的な譲渡等の計画はなし。 なお、出資財産である鳥取、米子、境港の各施設について、施設の老朽化等に伴う技術支援、研究開発、新規事業支援等の機能への影響について検討する。</p> <p>3 人事に関する計画 全国公募による研究員の採用や企業での経験を有する技術スタッフの任用、職場OBの活用などにより、専門性が高く、企業ニーズの多様な技術課題に柔軟に対応できる人材を確保する。人員・人件費の適切な管理、効率的かつ効果的な人員配置を行う。 人件費の執行においては、運営費交付金の職員人件費相当額の効率的な運用を行うとともに、必要に応じて目的積立金を有効に活用する。 また、常勤職員については、人員の効率的な配置を行い、地方独立行政法人への移行時の職員数を超過しないようにする。 移行時の職員数 49人(研修派遣を除く職員)</p>	<p>推進者や作業主任者の配置や産業医の選任などを行う。</p> <p>2 環境負荷の低減と環境保全の促進 グリーンマークやエコマーク商品の購入及び再生紙の利用など、省エネルギーやリサイクルの促進に努めるとともに、環境目標の達成に向けた継続的な見直しを実施し、取得済みのISO14001規格を遵守した業務運営を行う。</p> <p>その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 施設及び設備に関する計画 センター機能の維持、向上のため、施設及び設備の計画的な整備を行う。なお、企業ニーズの変化や技術の進展等に伴って、施設及び設備の整備計画を適宜見直すこととする。各施設において、業務運営を適切かつ効率的に行うため、施設、設備の必要性や老朽化の程度等を考慮して、それらの整備・改修・更新を計画的に進める。 当該計画に沿って、目的積立金及び鳥取県からの運営費補助金を活用するなど、計画的に整備・改修する。老朽化等により不要となった機器・設備については適宜処分し、施設の有効利用や利用者の安全性の確保などを図る。 また、老朽化が相当進んでいる食品開発研究所（境港施設）をはじめ、機械素材研究所（米子施設）電子・有機素材研究所（鳥取施設）を含めて、今後を見据えた整備計画の検討に着手する。</p> <p>2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 現時点における具体的な譲渡等の計画はなし。 なお、出資財産である鳥取、米子、境港の各施設について、施設の老朽化等に伴う技術支援、研究開発、新規事業支援等の機能への影響について検討する。</p> <p>3 人事に関する計画 全国公募による研究員の採用や企業での経験を有する技術スタッフの任用、職場OBの活用などにより、専門性が高く、企業ニーズの多様な技術課題に柔軟に対応できる人材を確保する。人員・人件費の適切な管理、効率的かつ効果的な人員配置を行う。 人件費の執行においては、運営費交付金の職員人件費相当額の効率的な運用を行うとともに、必要に応じて目的積立金を有効に活用する。 また、常勤職員については、人員の効率的な配置を行い、地方独立行政法人への移行時の職員数を超過しないようにする。 移行時の職員数 49人(研修派遣を除く職員)</p>